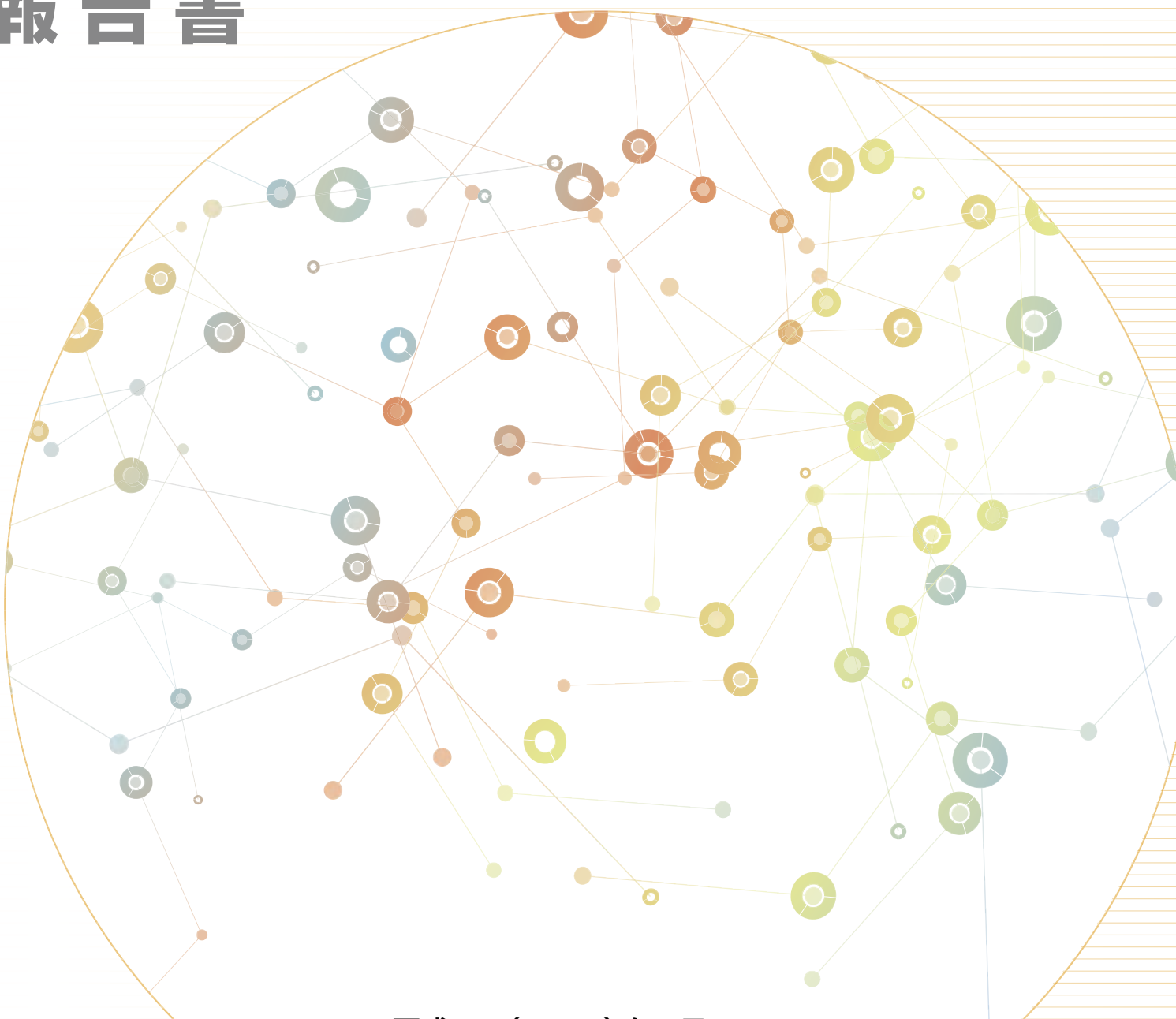


地域支援事業における生活支援コーディネーター・ 協議体の進め方に関する調査研究事業

報告書



平成29(2017)年3月



**「地域支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の進め方
に関する調査研究事業」報告書**

目次

第1章	本調査研究の背景と目的・方法	3
1節	「生活支援コーディネーター」の養成をめぐる論点—本調査研究の背景..	3
	1) 生活支援コーディネーター養成のためのわかりやすいガイドブックの作成	
	2) 生活支援コーディネーター養成における都道府県の役割の強化	
	3) 各種論点から研究の目的設定へ—他の研究プロジェクトとの比較から	
2節	調査研究の目的と方法	6
	1) 調査研究の目的	
	2) 調査研究の方法と分析視点	
第2章	都道府県における「生活支援コーディネーター事業」に関する支援	10
1節	宮城県による全国都道府県調査結果の検討.....	10
	1) 宮城県による全国都道府県調査結果	
	2) 宮城県による全国都道府県調査結果の考察	
2節	3県に関するヒアリング調査の結果と考察	12
	1) 宮城県	
	2) 埼玉県	
	3) 高知県	
	宮城県による『市町村の総合事業に対する都道府県による 支援の取り組み状況調査』調査結果一覧.....	22
第3章	生活支援コーディネーター事業に関する調査研究	41
1節	「生活支援コーディネーターヒアリング調査」の結果と考察.....	41
	1) 生活支援コーディネーターヒアリング調査結果の比較	
	2) 生活支援コーディネーターヒアリング調査の事例分析	

2 節	自治体による生活支援コーディネーター事業の展開.....	48
1)	倉敷市	
	地域づくりを応援 「つなぐ専門職」としての生活支援コーディネーター	
2)	宝塚市	
	「サービスづくりでなく地域づくり」を支える生活支援コーディネーター	
第 4 章	「生活支援コーディネーター」の考え方および養成・支援をめぐる	
	都道府県の役割.....	59
1 節	「生活支援」という概念をめぐって	59
1)	ヨーロッパ諸国における「生活支援」の定義	
2)	地域包括ケアシステムの構成要素における「生活支援」	
3)	訪問介護における「生活援助」	
4)	介護予防・日常生活支援総合事業における「日常生活支援」、「生活支援」	
2 節	生活支援の「体制整備事業」という政策枠組み.....	66
1)	生活支援体制整備事業の目的と背景	
2)	互助を基本とした「生活支援（広義の生活支援）」を創出するための条件	
3)	生活支援コーディネーターと協議体	
3 節	都道府県の役割およびアドバイザー派遣の活用.....	71
1)	都道府県における介護・高齢福祉部門と地域福祉部門との協力による支援	
2)	アドバイザーの活用と現地・派遣型の支援の展開	
4 節	既存の地域支援人材との調整および活用等の研究課題.....	72

第 1 章 本調査研究の背景と目的・方法

1 節 「生活支援コーディネーター」の養成をめぐる論点—本調査研究の背景

研究テーマである「地域支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の進め方」において、とくに注目したのは生活支援コーディネーターの養成をめぐる論点であった。その点をめぐって行われた研究委員会での議論を整理すると、次のような研究課題が抽出される。なお、研究会委員の構成は、以下の 8 ページを参照。

1) 生活支援コーディネーター養成のためのわかりやすいガイドブックの作成

第 1 は、これまでの研究会メンバーにより取り組まれてきた養成のためのテキストのねらいとそのための教材の検討である。研究会メンバーによる生活支援コーディネーター養成のテキストとしては、次の 3 点がある。①高橋誠一・大坂純・志水田鶴子・藤井博志・平野隆之編（2016）『生活支援コーディネーター養成テキスト』（CLC）、②堀田力・服部真治編（2016）『私たちが描く新地域支援事業の姿—地域で助け合いを広める鍵と方策』（中央法規）、③吉田昌司編集『改正介護保険の新しい総合事業のてびき—これでうちの自治体も安心移行・推進へ』（第一法規）である。いずれも 2016 年に発行されたものであり、それぞれの編集上の力点は、テキストのタイトルに現れている。

本研究会の委員長を担っている①高橋誠一他編の『生活支援コーディネーター養成テキスト』は、文字通り生活支援コーディネーターそのものの養成に力点を置いている。他方、研究会委員である服部真治が深く関わった『私たちが描く新地域支援事業の姿—地域で助け合いを広める鍵と方策』では、新地域支援事業と生活支援コーディネーターとの関係を強調するタイトルを選択している。この地域支援事業の強調に対して、同じく委員である吉田昌司が編集した『改正介護保険の新しい総合事業のてびき—これでうちの自治体も安心移行・推進へ』では、新総合事業との関係のなかで、生活支援コーディネーターの役割を解説するタイトルとなっている。

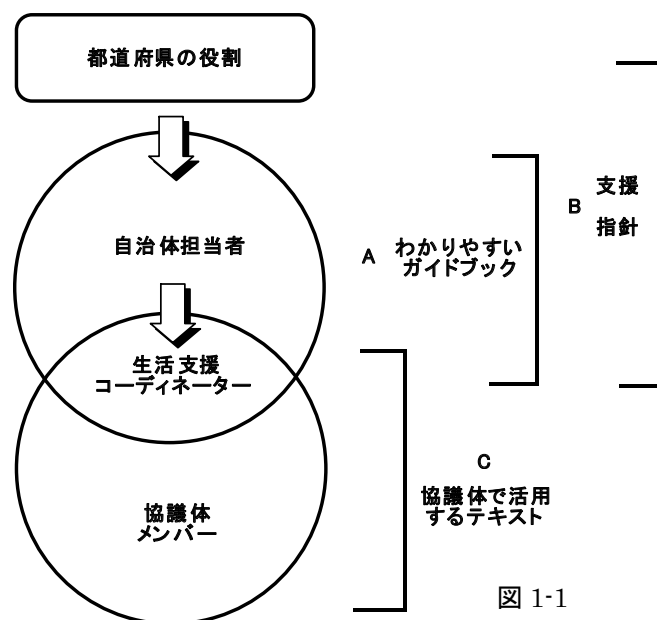
これらの力点の置き方は、誰を対象にテキストが編まれているのか、生活支援コーディネーターの配置方法やその活動において、どの段階や場面で誤解が生じているのかという課題設定における違いから生じたものといえる。共通している点は、市町村の介護行政担当者が、今回の制度改正に対する正しい理解がないと、生活支援コーディネーターの養成方法や配置等において誤ったアプローチをとることになるという認識である。

その点を整理しておくとして、生活支援コーディネーター＝生活支援サービスの体制整備コーディネーターであるとの認識から、体制整備という個別支援のコーディネートとは異なる新たな地域包括ケアの推進の方法を担う人材として注目すべきであり、そのための地域支援の手段として「協議体」が用意されているということである。その意味では、生活支援コーディネーターは、「地域支援」を担う地域福祉の人材としての性格をもち、地域福祉の基盤の強化としての機能をもつ点で、地域福祉の基盤の拡大としても位置づけることができる。

また、介護行政が生活支援コーディネーターへ丸投げする傾向の背景として、「行政の縦割り・地縁の硬直性・NPOの非協調性・専門家の優越感」(堀田・服部編、P.43)を指摘し、新たな職種として、各アクターが協力して育成していくことを強調している。その克服策として、それぞれのテキストは、先駆的な実践事例をていねいに紹介している。ただし、これらの実践事例の整理作業を評価するとともに、まだまだ市町村の介護行政において理解が進んでいない状況もあることから、本研究会の課題としては、よりわかりやすいガイドブックの作成が必要であるということになった。

2) 生活支援コーディネーター養成における都道府県の役割の強化

第2の論点は、都道府県の指導性に関するものである。現在は、中央研修等を通して、国が一定の生活支援コーディネーター養成に取り組んでいるが、今後はその中央研修の取り組みも終結を迎えるなかで、都道府県の役割が重要となり、都道府県が生活支援コーディネーター養成における支援の指針(B)を作成する課題が生じている(図1-1参照)。第1の論点として示した課題は、(A)の「わかりやすいガイドブック」となり、さらには、協議体メンバー同士で理解を進めるためのテキスト(C)も必要となる。本研究テーマである「地域支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の進め方」の後段部分の課題に相当するものである。



自治体担当者における総合事業の本質的な理解の困難さとその克服をどう確保するか、この点は先に紹介した3つのテキストの成果を踏まえながら、都道府県の支援役割として再整理することが、本研究会の重要な課題といえる。生活支援コーディネーターが徐々に確保され、成果が問われるなかで、やや長期的な視点での評価を明確にする必要がある。

また、他の地域福祉等の人材との役割分担を明確にする必要がある。配置された生活支援コーディネーターが活動を通してみえてくる困難をどう乗り越えるか、その点から市町村を横断した支援のあり方を構想する必要性が生じている。この第 2 の論点が、本報告書において対応している内容である。

なお、今回の研究課題として取り組むことは困難であるが、第 2 層の協議体の運営には、参加する地域住民や事業所等のメンバーが、この事業の目的やあり方を理解する必要がある、そのためのテキスト (C) が必要となる。持続的に協議体を担い、場合によっては生活支援サービスを生み出す取り組みに参加することを丁寧に説明し、理解してもらうことが必要となっているのである。なお、(C) のテキストについては、盛り込むべき課題の整理にとどまっている。

3) 各種論点から研究の目的設定へ ー他の研究プロジェクトとの比較から

都道府県の支援役割に関連しては、厚生労働省老人保健事業推進費等補助金による研究事業において、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社(三菱 UFJ リサーチと略す)が事務局を担う「地域包括ケアシステム構築における広域的な支援のあり方に関する検討会」が研究事業を実施している。本研究会の 4 名が同検討会の委員を兼ねている。それゆえ両者の相違点について触れておくことにする。三菱 UFJ リサーチによる検討会では、国の出先機関である各地域での厚生局健康福祉部に配置されている地域包括ケア推進課の役割を含めて、広域的な支援を論じている。その意味では都道府県に限定した支援役割ではないが、そのなかでは都道府県の支援の比較検討がなされ、そこでの検討結果からも多くの示唆を得ている。研究の守備範囲としては、三菱 UFJ リサーチでは在宅医療介護連携を含んだ地域包括ケアシステムの構築にあるのに対して、本研究会では総合事業に焦点を当て、それを実現するための地域支援事業における生活支援コーディネーター配置と協議体のあり方を研究の対象としている。

総合事業とそれを実現するための地域支援事業の関連では、本調査研究の出発点において宮城県の官民協働による「生活支援コーディネーター養成研修」の取り組みも、三菱 UFJ リサーチによる検討会において検討の対象としている。その際、こうした官民協働による研修事業が成立する条件、協議の場やその事業運用における協働の方法について注目している。都道府県における市町村支援の戦略的な方法をどのような協議の場を通して生み出しているのか、ある意味では都道府県における市町村支援の政策マネジメントに関心がある。言い換えれば、支援プログラムの開発過程への注目である。これに対して、本研究では、こうしたプロセスに関心を置きながらも、むしろプログラムそのものや、その運用方法における指針を研究対象として設定している。

その理由としては、本研究の企画や運営を担っている全国コミュニティライフサポートセンター (CLC) が、かかる宮城県での「生活支援コーディネーター養成研修」そのものを開発し、運営してきた経験を有し、その普遍化や全国的な普及により課題を置いている

からである。都道府県による支援のあり方一般よりは、市町村が求める具体的な支援方法を検討することに目的を置き、そのための具体的な提言を試みる。

2 節 調査研究の目的と方法

1) 調査研究の目的

すでに示したように本調査研究の独自視点は、宮城県と協力して取り組んできた「生活支援コーディネーター養成研修」の実績がある。その詳細は、第 2 章の 2 節のなかで触れることになるが、その特徴は、官と民との協働による生活支援コーディネーター養成のあり方の検討であり、先行する東日本大震災での生活支援と地域支援の融合した地域支え合いの活動支援の実績にある。もちろん、こうした宮城県におけるこれまでの地域課題とその解決の取り組みが影響している要因はあるものの、そのなかで作られた養成プログラムの内容は、他の都道府県においても大いに参考になるとの判断が研究プロジェクトの前提にある。

本研究は、図に示した市町村において活用される「わかりやすいガイドブック」の作成 (A) や協議体メンバー同士で理解を進めるためのテキスト (C) を視野に入れつつも、本研究テーマである「地域支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の進め方」をバックアップする都道府県の支援指針 (B) を作成することにある。なお、(A) の冊子については、本報告書には含めず、別冊の形で発行している。

2) 調査研究の方法と分析視点

(1) 都道府県のヒアリング調査の方法

都道府県における生活支援コーディネーター養成等に関する支援プログラムについては、宮城県が主体となって全国の都道府県における独自調査が実施されている。研究会では、その成果を踏まえて、必要と思われる都道府県の事例的なヒアリング調査を実施することとした。次に示すいくつかの理由から、その分析対象を宮城県、埼玉県、高知県の 3 県とした。実際には、他の都道府県（長野県・富山県・岐阜県・三重県）も調査を行ったが、今回は 3 県についての分析にとどめる。

3 県を分析対象とした理由としては、次の点がある。宮城県調査の結果（第 2 章第 1 節）を踏まえると、有効な支援プログラムとしては、①生活支援コーディネーターの重層的な養成研修、②アドバイザー派遣による支援、③県における連絡会等の支援や既存の地域福祉支援の実績の活用、である。これらにおいて参照できる支援プログラムの枠組みを有するのが、先の 3 県であったのである。3 県以外の調査においても示唆はあったものの、今回はこの 3 県による事例的なヒアリング調査に焦点化する方法を選択した。

(2) 第1層の生活支援コーディネーターを対象とした調査の方法

第1層の生活支援コーディネーター（一部では行政担当者を含む）を対象とした調査（ヒアリング調査）の分析視点としては、次の4点を設定する。分析視点①自治体担当者と生活支援コーディネーターとの関係がどのように形成されているのか。行政担当者が生活支援コーディネーター人材の登用や配置をどう判断したのか、その判断の背景や理由についてもヒアリングの対象に含めることとした。また、生活支援コーディネーターによる行政との関わりについても質問している。

分析視点②としては、生活支援コーディネーターの活動を通して見えてきた課題や活動の成果についての把握である。協議体という方式が果たして地域の主体的な取り組みを醸成することができるのか、興味あるところである。協議体にどのような素材を持ち込むことで、地域が変化するのか、試行錯誤の取り組みを把握したい。第1層を設定後、むしろ重要なのが第2層の配置であることが指摘されている。第2層の取り組みから第1層の課題が集約されてくることへの期待でもある。第2層の取り組みを進めるなかではじめて第1層の協議内容が明らかになるのである。第2層の活用方法がどのように展望されているのかについてもヒアリングを通して明らかにしていくところである。

分析視点③として、小規模町村における生活支援コーディネーターの具体的方法論の提示である。小規模町村においては、今回の生活支援コーディネーターの配置は、地域支援において新たな人材としての補強の貴重な契機ということになる。例えば、秋田県小坂町の「地域住民主体の居場所づくりとともに自治会など地縁関係での生活支援の実現」など、小規模町村の特性にあった方法が紹介されている。

分析視点④では、既存の地域（支援）担当ワーカー等との役割分担・連携をどのように行っているのか。例えば、地域包括支援センターの人材についての活用・併用あるいは委託の方法、あるいはコミュニティソーシャルワーカーとの関連など検討対象となる。それを深めることによって、生活支援コーディネーターを担当する介護行政部門と、他の介護行政部門との関連や地域包括支援センターにおける地域支援の業務のあり方、地域福祉の行政や実践との連携のあり方を分析することに通じる。

これらの分析視点を踏まえて、調査結果については2つの方法で編集した。1つは、個々の生活支援コーディネーターのヒアリング調査結果の分析である。その際、重要な論点については、ヒアリング調査の事例的な分析を加えている（長野県の宮田村と茅野市）。もう1つは、自治体における生活支援コーディネーターの展開の事例報告である。なお、後者については、本研究会委員会として参加した倉敷市の吉田委員と宝塚市社会福祉協議会の佐藤委員による事例報告の形式をとっている。

(3) 研究委員会の構成と開催日程

【委員会メンバー】

	所属	役職	氏名
委員長	東北福祉大学総合 マネジメント学部	教授	高橋 誠一
	日本福祉大学 社会福祉学部	教授	平野 隆之
	医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構	研究部研究員 兼 研究総務部次長	服部 真治
	宮城県 保健福祉部 長寿社会政策課	課長補佐	阿部 博敬
	武蔵野市 健康福祉部 高齢者支援課	主任	横山 美江
	倉敷市 保健福祉局	参与	吉田 昌司
	宝塚市社会福祉協議会	常務理事 兼 事務局長	佐藤 寿一
	全国コミュニティライフサポートセンター	理事長	池田 昌弘

【本書の執筆分担】

平野隆之 第1章、第2章1節、2節3. 第3章1節、第4章3節、4節

高橋誠一 第2章2節1).

服部真治 第2章2節2). 第4章1節、2節

吉田昌司 第3章2節1).

佐藤寿一 第3章2節2).

【開催日程】

◎第1回委員会

開催日 : 2016年7月17日(日)

会場 : 東京八重洲ホール(東京都中央区)

参加者 : 委員長、委員7人、オブザーバー1人(厚生労働省老健局総務課1人)
事務局2人(委員全員出席)

議事 : 研究事業概要説明・研究の方向性・事業で予定していた調査の変更について

◎第2回委員会

開催日 : 2016年10月21日(金)

会場 : 貸会議室プラザ 八重洲北口(東京都中央区)

参加者 : 委員長、委員6人、オブザーバー2人(厚生労働省老健局振興課2人)

事務局 2 人（池田委員のみ欠席）

議 事： ヒアリング調査（現状報告）・調査研究報告書について
市町村向けガイドブックの内容等について ほか

◎第 3 回委員会

開催日： 2017 年 1 月 9 日（月・祝）

会 場： 貸会議室プラザ 八重洲北口（東京都中央区）

参加者： 委員長、委員 5 人、オブザーバー 1 人（厚生労働省老健局振興課 1 人）

事務局 1 人

第2章 都道府県における「生活支援コーディネーター事業」に関する支援

1 節 宮城県による全国都道府県調査結果の検討

1) 宮城県による全国都道府県調査結果

6つの調査項目、①市町村における総合事業に対する支援のあり方の検討の場の設置、②相談に対する助言・支援、③人材育成・人材確保、④広域調査の4点について、把握した結果を一覧表にして22頁以降に掲載している。

2) 宮城県による全国都道府県調査結果の考察

①市町村における総合事業に対する支援のあり方の検討の場の設置

この取り組みについて記載がある都道府県は、26にとどまり、そのうち多くは地域包括ケア推進のための会議一般となっている傾向にある。総合事業に特化した、しかも準備的な性格にとどまることなく、事業の推進のあり方を検討する性格をもった会議を設定している都道府県は、宮城県、秋田県、栃木県、岐阜県、兵庫県、島根県、長崎県、鹿児島県といった8県にとどまる。概ね年2回程度の開催となっており、とくにきめ細かな運営や実務の会議が補完されているのは、宮城県と鹿児島県と少数になっている。こうした運営推進のための会議によって進め方や進捗管理がなされていないと、市町村支援の具体的なプログラム化が進展しないと見える。その点では、宮城県の「地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の運営委員会は、毎月開催され、文字通り進行管理的な役割を果たしている。以下では、宮城県をとくに分析の対象として、ヒアリングを行うこととした。

②相談に対する助言・支援

この支援については、都道府県間での比較が可能な生活支援コーディネーターを支援するための「アドバイザー派遣」に注目しておきたい。以下の11都道府県（宮城県、埼玉県、東京都、富山県、岐阜県、兵庫県、島根県、広島県、高知県、熊本県、鹿児島県）において試みられている。都道府県社協に委託されている場合（熊本県・鹿児島県など）や「さわやか福祉財団」のアドバイザーを活用している場合が多くみられる。また、モデル市町村の設定とともにアドバイザー派遣が実施されている例としては富山県と埼玉県がある。この派遣事業の詳細な分析として、以下では埼玉県と宮城県の取り組みを分析の対象としている。なお、富山県や岐阜県についてもヒアリングを行ったところであるが、その成果は十分明らかとなっている訳ではない。

③人材育成・人材確保

どの都道府県においてももっとも詳細な記載がなされており、市町村支援の中心をなすプログラムということになる。研修プログラムにおいて、生活支援コーディネーターを対象とするフォローアップ型や重層的なプログラム内容の事業が実施されており、またNPO

やボランティアによる総合事業の参入についての養成プログラムなどの取り組みが行われている。

生活支援コーディネーターのフォローアップ型の事業としては、神奈川県や滋賀県などにみられ、重層的な研修プログラムをもつものは、宮城県、山形県において実施されている。もっとも充実した研修プログラムは、やはり宮城県の取り組みである。NPO やボランティアによる総合事業の参入についての養成プログラムについては山梨県などの取り組みがみられる。

④広域調整（市町村の情報交換会や生活支援コーディネーターの連絡会の開催など）

市町村の情報交換会の開催状況については、17 の都道府県で実施している。なお、圏域別に実施しているのは、9 県に及んでいる。調査対象に選定している宮城県や埼玉県は圏域ごとに実施しているとともに、高知県では県の出先である福祉保健所での対応が取り組まれていることから、既存の出先による支援の意義について把握することとした。とくに福祉保健所は、県単独のあったかふれあいセンター事業や地域福祉に関連した支援を総合的に行う「地域支援室」を有しており、事例分析を通してその機能についての役割を把握する。

以上の宮城県による都道府県調査の結果を踏まえると、有効な支援プログラムとしては、①生活支援コーディネーターの重層的な養成研修、②アドバイザー派遣による支援、③県における連絡会等の支援や既存の地域福祉支援の実績の活用、となる。こうした視点から、以下では、宮城県、埼玉県、高知県の 3 県についての詳細なヒアリング調査の結果とその分析を紹介する。

2節 3県に関するヒアリング調査の結果と考察

1) 宮城県

宮城県では、官民が連携・協働して地域包括ケアを推進する体制をつくるため、2015年7月29日に「宮城県地域包括ケア推進協議会」を設立した（会長：村井嘉浩・宮城県知事、46団体で構成）。あわせて、住民を対象にしたシンポジウムや、地域の課題解決に向けた圏域ごとの研修会などを開催し、多様な主体による取組を推進している。

また、同年10月16日には、県レベルの協議体として「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」（27団体で構成）が発足。この連絡会議は、県地域包括ケア推進協議会に置かれた5つの専門委員会のなかの、「コミュニティ・生活支援専門委員会」が取り組む「地域支え合いプロジェクト」のひとつと位置づけられ、事務局を宮城県社会福祉協議会が担っている。事業としては、13人の運営委員会（委員長：大坂純・仙台白百合女子大学教授）を中心に、①市町村個別訪問による情報収集・支援ニーズの聞き取り、②県内圏域別情報交換会の開催、③アドバイザー派遣、④生活支援コーディネーター養成研修の実施、⑤情報紙「MIYAGI まちづくりと地域支え合い」の発行などを通じて、地域の支え合いや生活支援の充実に向けた市町村の取組を支援している。（図2-1）。

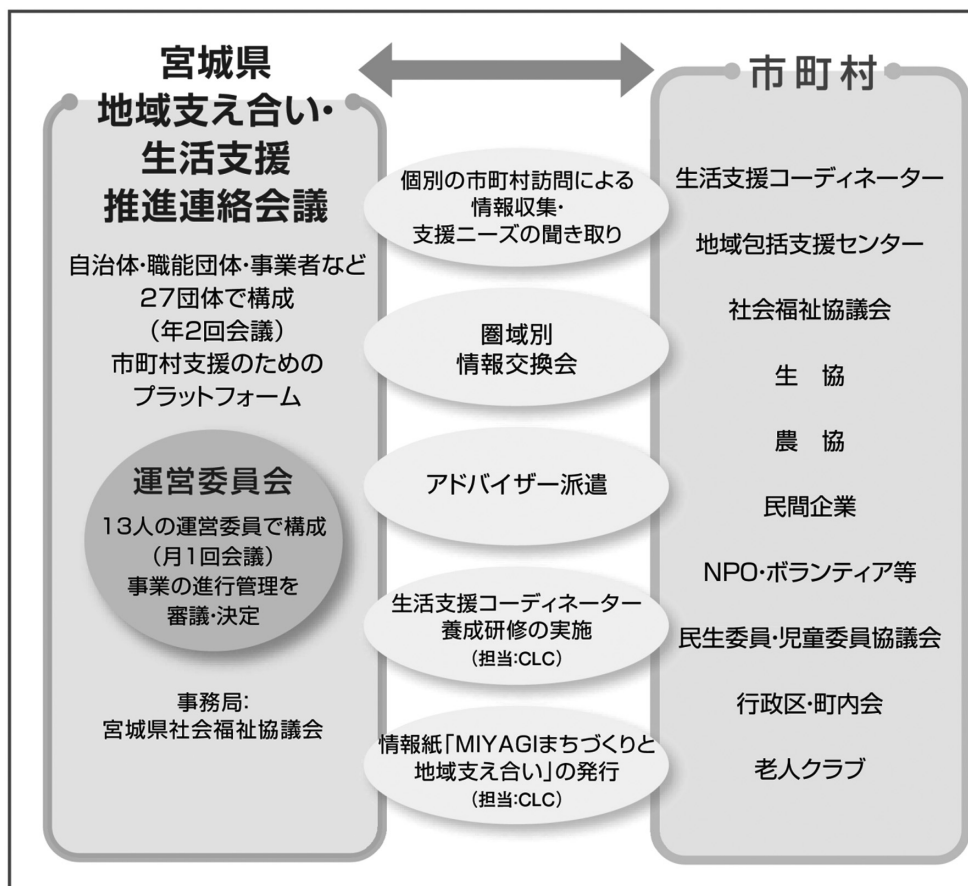


図 2-1

① 「生活支援コーディネーター養成研修」

宮城県における支援の大きな特徴として、重層的な生活支援コーディネーターの研修体系が挙げられる。これは、東日本大震災における被災者支援員の研修と支援をしてきた経験から、独自のプログラムと研修用テキストを開発して実施しているもので、生活支援コーディネーターやその候補者のみならず、関心のある専門職・一般住民の誰もが受講可能である点も、他に例を見ない取組みと言える。これには、生活支援コーディネーターが地域で活動を行うに際して、協働相手として想定される専門職や住民も一緒に受講することによって、チームによる地域づくりを促進していこうという狙いが込められている。



図 2-2

宮城県の研修は、大きく分けて3段階で構成され、順を追って受講することが求められる（13頁 図2-2）。

- (1) 研修1の初級研修は、改正介護保険の基礎的な理解（主に新しい地域支援事業）を図るために宮城県内の各圏域で半日研修として実施され、福祉の専門職ではない地域住民にも理解できるよう、プログラム等に配慮がされている。
- (2) 研修2の地域福祉コーディネート基礎・実践研修は、生活支援コーディネーターの活動の基盤となるコミュニティワークを中心に学ぶため、2日間、座学とグループ演習形式で行われる。なお、専門職ではない受講希望者には、この研修2を受ける前に、研修1-2という事前研修の受講が義務づけられる。
- (3) 研修3の生活支援コーディネート基礎・実践研修は、2日間、グループ演習を中心に、協議体や生活支援コーディネーターの役割や具体的な活動・運営方法などの理解を深めることを目的として実施されている。

宮城県では、この3段階の研修1～3全ての受講をもって、生活支援コーディネーターの養成研修の修了とみなしており、コーディネーター任用者は、合計で4.5日間（非専門職は、研修1-2の受講も必要のため、6.5日間）の研修が必須となる。

さらにこの必須研修のほか、研修1～3の受講者に対し、各段階に応じた形で応用研修1～5が用意され、①地域支え合い活動の発見の仕方・広げ方、②地域福祉コーディネート中堅研修、③生活支援コーディネーター実践報告&事例検討会、④協議体の立ち上げと運営の方法、⑤有償サービスの立ち上げと運営の方法、など、より実践的な学びの場が提供されている。

このような地域支援活動・地域福祉活動に関する重層的な研修体系の構築は、そのノウハウを持つ人・団体が少ないこともあり、通常、容易ではないと考えられる。宮城県の場合、東日本大震災の被災者支援員の研修時から、見守りや安否確認・生活相談などの個別支援にとどまらず、地域コミュニティ再形成や住民同士のつながり支援などの、地域支援の視点を積極的に取り入れて、プログラム作成・研修実施してきたことが、今回の生活支援コーディネーター研修に際して、大きなアドバンテージになっているものと思われる。また宮城県の場合、被災者支援員は一般の被災住民が雇用されたケースがほとんどだったため、そのような福祉に縁がなかった人を福祉的な相談員として養成するためのノウハウの蓄積が、今回のコーディネーター研修でも、福祉関係職にこだわらず、一般住民をも受け入れて研修を行うことが可能であると判断させた要因でもあろう。研修の企画運営は、被災者支援員への研修から引き続き、中間支援団体である全国コミュニティライフサポートセンターが担っている。

地域住民の中に、生活支援コーディネーターと同等の研修を受け、コーディネーターの役割や活動に深い理解を持つ人がいることは、地域の中で活動を展開していくコーディネーターの孤立を防ぎ、頼れる協働相手を確保する意味でも貴重であることは論を待たな

い。行政施策としてはこれまでにない「地域づくり」に取り組む生活支援コーディネーターに対し、豊富な研修メニューによる実践的な活動への指針の提示とともに、活動環境への配慮も企図した重層的な研修体系は、他都道府県の支援の在り方への示唆に富むものと思われる

② アドバイザー派遣事業

宮城県では、県内市町村の要請に応じてアドバイザー派遣事業を実施している。連絡会議の事務局（宮城県社協）が派遣の窓口となり、派遣されるアドバイザーは、運営委員会の委員が担っている。

派遣内容としては、講演での講師、協議体での助言、専門職や住民向けワークショップ等での助言・講評などが多く、平成28年12月末までで29回の派遣実績となっている。このアドバイザー派遣を通じて、宮城県が市町村の実態を把握する一助となすとともに、市町村の事業の方向性や進め方に対してアドバイスを行う貴重な機会となっている。

アドバイザー事業では、圏域別情報交換会とともに、いわばアウトリーチ型の支援として直接市町村の担当者、生活支援コーディネーターの相談にのっている。市町村によって実施環境や取組状況は大きく異なっている。たとえば、広域合併をした市町村では、旧2町村に1人の生活支援コーディネーターをおいており、生活支援コーディネーター自身も活動に戸惑っている場合がある。今後、市町村の個別の要望に応えることが現実的には難しい場合も想定されるので、複数の生活支援コーディネーターが配置されている市町村での勉強会や市町村を超えた生活支援コーディネーターの勉強会にアドバイザーとして参加し、生活支援コーディネーター同士の主体的学習の機会を支援していくことが必要になるとと思われる。

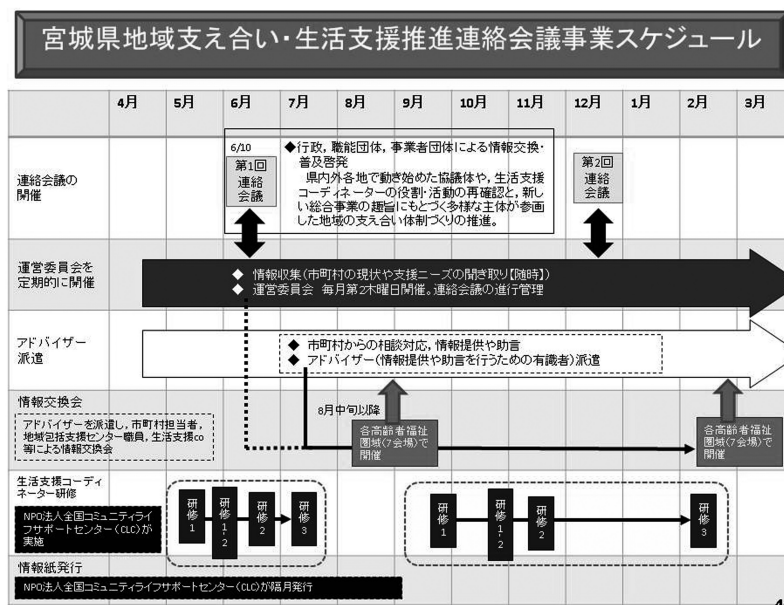


図 2-3

2) 埼玉県

埼玉県は、平成 26 年介護保険制度改正により社会保障充実分として創設された包括的支援事業（生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業）のいずれについても、県内の全市町村（61 市町村）が猶予条例を制定することなく、平成 27 年 4 月から実施した唯一の県である。その差は群を抜いており歴然としているが、そこが埼玉県の特徴の表れと言えるであろう。

埼玉県は 2010 年から 2025 年の 15 年間で生産年齢人口が約 11%減少する一方、後期高齢者は約 2 倍にまで増加すると予想されており、その増加率は全国一である。この人口構造の激変について県庁自身が大変な危機感を抱き、また、その解決手法は地域包括ケアシステムの構築以外にはないという認識のもと、埼玉県における市町村支援の方針は、「地域支援事業の早期かつ着実な実施を図ること」と位置付けられた。そこで、危機感や制度改正の趣旨と理念の共有を目的とした研修や県職員による情報交換会を開始するとともに、地域包括ケアシステム構築の進捗度把握による見える化の実施など、制度改正への早期着手について具体的な働きかけを実施したのである。

市町村の早期着手の原動力となった取り組みとしては、県職員が根気よく市町村を支援したことに加えて、大きく 2 つが挙げられる。1 つは、市町村担当課長会議に加えて平成 26 年度、平成 27 年度に開催したトップセミナー（首長を対象としたセミナー）である。平成 26 年制度改正の趣旨として、総合事業に代表されるように今後は国が全国一律で定めて実施するのではなく、市町村独自の取り組みが求められる。それに対応するためには、これまでの人員配置や組織体制から改めなければならないことまで踏み込んで伝えた。もう 1 つは、平成 26 年度に全市町村を集めて、平成 27 年度から 3 か年の地域支援事業の実施計画を作成する研修を行ったことである。想定される事務を具体的に示した上で、36 か月間をいかに使うかを検討させ、それを元にグループワークで話し合うことにより市町村に事務の総量を考えさせた。3 か年のうちに実施することになっている以上、先送りは平成 29 年度での事務の集中を招く。埼玉県内の市町村も当初は先送りを検討している市町村が少なくなかったが、増員もままならない現状を踏まえて、計画的に実施しなければならないことを自覚したのである。

市町村を支援する立場である県にとっても、全市町村が同時に事業を開始することは大きな成果となった。なぜなら、研修内容を検討する際にも市町村が同じ進捗レベルにあることを前提にできるからである。多くの都道府県では、生活支援コーディネーター対象の研修を実施しようにも、そもそも選定すらされていない市町村が少なからず存在するために、いつまでも制度の確認レベルからの研修が必要になったり、進捗が遅い市町村を対象とした研修を別に開催する必要があるなど、進捗差に対応するために思うように支援できない状況も発生している。この差は大きいと言えるだろう。

①アドバイザー派遣事業（相談、助言）

埼玉県各市町村支援方針は、全市町村において「地域支援事業の早期かつ着実な実施を図ること」であるため、県で定期的に進捗調査を行っている。この進捗調査には、県として進捗を把握することの他に、調査項目（質問項目）によって何をすべきかを再確認させる狙いがあり、また、調査結果をフィードバックすることで他の市町村の進捗状況を伝え、業務の遅れなどの認識にも役立たせている。

また、県職員が市町村を直接訪問する、あるいは圏域別に開催される市町村圏域別会議に訪問して助言を行う事業を用意し、適宜、助言を行ってきた。最近では市町村の理解も進み、直接訪問は少なくなってきたが、これとは別に、市町村職員がノウハウを持たない生活支援体制整備事業については、公益財団法人さわやか福祉財団との共催でアドバイザー派遣事業も実施している。

②生活支援コーディネーター研修

生活支援コーディネーター研修については、埼玉県では第1層生活支援コーディネーターについては既に全市町村が配置していることから、市町村職員対象の生活支援体制整備事業の概要を伝える研修を5月に開催した後、第2層生活支援コーディネーターも含む養成研修を年度前半（5月～9月）に行うとともに、生活支援コーディネーターの連絡会議（フォローアップ研修）を7月、11月、1月の計6回実施している。

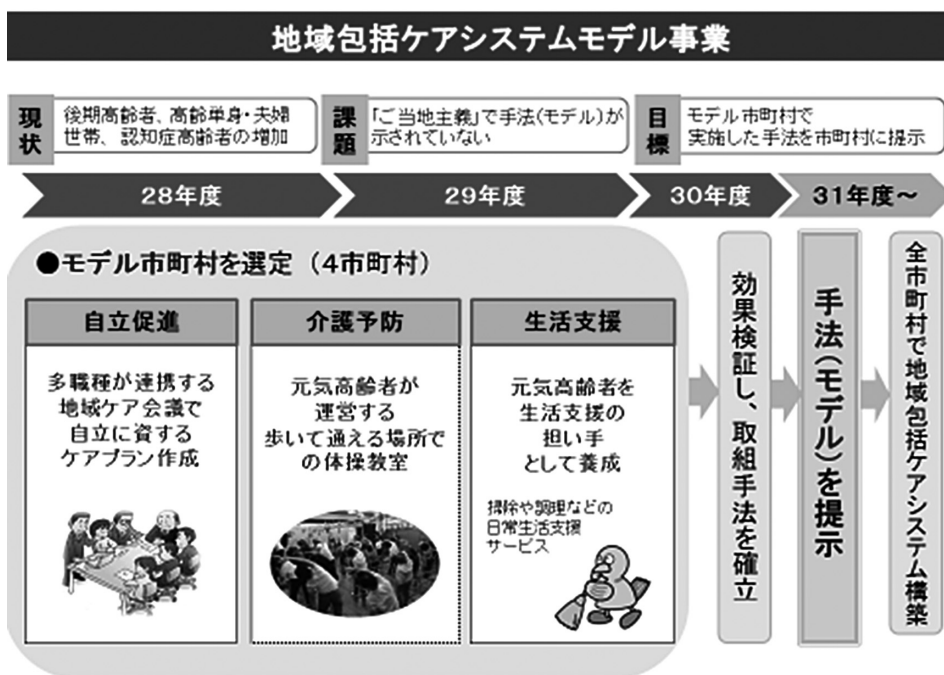
特に生活支援コーディネーターの養成研修は、生活支援コーディネーターが市町村とは別主体であることを念頭に置かなくてはならないという。生活支援コーディネーターと市町村職員が協働して取り組まなくては事業は進まないため、各研修終了後に市町村担当者に報告させるようにするとともに、年2回、市町村の担当職員と生活支援コーディネーターの合同研修を実施している。情報連携をこまめに取り必要があることを伝えないと、市町村が生活支援コーディネーターに任せっぱなしになる恐れがある。また、グループワークについても、回数を重ねながら、いかに効果的な研修とするか改善を図っており、現在では漫然としたワークにならないよう事前に課題を用意し、当日はそれを発表させるような形を採っている。地域支援事業はまず地域に出るところから始まる。地域に出れば答えがあり、また反応がある。県としては、生活支援コーディネーターが地域に出られるように道しるべを示そうと考えているとのことであった。

また、さわやか福祉財団からの提案もあり、生活支援に係る現地視察（バスツアー）を開催した。生活支援コーディネーターの中には地域福祉の未経験者も多く、県も県社協も問題意識を持っていた。視察参加者のフォローアップもさわやか福祉財団にて実施されているが、やはり、実際の現場を肌で感じることは、特に生活支援サービスの創出にあたっては重要だろう。

③地域包括ケアシステムモデル事業

地域包括ケアシステムモデル事業は、地域支援事業の手法が国から示されないことから、県内でモデル市町村を選定して、新たに事業に取り組む市町村の試行錯誤を効果検証して取組手法を確立し、その手法を県内市町村に横展開する事業である（図 2-4）。県の研修では、生駒市など他県の先進市町村に講師を委託し、その取組の紹介なども行っているが、あまりに先を行っている事例では、どうしてもハードルが高く感じられるところがある。県内の一般的な市町村が取り組むことによって、他の市町村が追随しやすくなること、また県内で研修講師を養成できるメリットもある。

事業は、①自立支援型地域ケア会議の立上げを支援するため、コーディネーター、理学療法士等の専門職で構成する「自立支援チーム」を派遣、②住民主体の介護予防体操教室の立上げを支援するため、理学療法士等のリハビリテーション専門職の派遣や研修を実施、③生活支援コーディネーターの相談役としてアドバイザーを派遣するとともに、生活支援担い手養成研修を実施、の3本立てで構成されている。その全てを実施できる市町村を募り、手を挙げた市町村は、新座市、蕨市、羽生市、川島町の4市町であった（頁 19 図 2-5）。そのうち、平成 28 年度に③の生活支援モデル事業に取り組んだのは蕨市と羽生市である。



【図 2-4】 地域包括ケアシステムモデル事業

モデル市町村における取組手順(平成28年度)



【図 2-5】モデル市町村における取組手順

生活支援モデル事業は、要支援者の通所介護・訪問介護の受け皿となる生活支援サービスの創出と元気な高齢者が地域における生活支援の担い手として活動することで自らの介護予防につなげることを目的としている。事業の柱は①アドバイザー派遣事業（最低 16 回）、②住民啓発のためのフォーラム開催（2 回）と出前講座（3 回以上）、③事業費補助（10/10 補助。担い手養成研修、活動立ち上げ、拠点整備費用、連絡会議開催費など）の 3 本である。

県としては、県社協に市町村社協への個別支援を本格化してほしいという思惑もあり、蕨市についてはアドバイザーを県社協に委託しており、地域福祉のベテランである大島課長がアドバイザーを担当している。委託してはいるが県が主導する形にしており、委託仕様書に事業メニューや支援時期、住民説明の対象者数などを明示し、支援計画書を提出させている。1 年間で成果を出す必要があることから、特にスケジュールに苦心しているが、半年程度で動きを作ることができると、その後は自然と動き続けることもわかったという。蕨市のモデル事業では要支援の認定を受けている者のうち、給付相当のサービスを必要とする者は半数程度ということもわかり、その担い手を具体的にどのように確保するか。当初は新たな活動の立ち上げを想定していたが、既存の事業、活動のマッチングも進められている。なお、羽生市については、さわやか福祉財団にアドバイザーを委託している。蕨市、羽生市については、初年度ということで開始が遅れたが、29 年度の新座市、川島町は 28 年度中から準備が進められているため、スムーズに開始できるだろう。

このモデル事業によって、地域支援事業は何らかのアドバイザーの支援がなくては、全市町村が実施することは難しいことがよく分かったという。県としては、生活支援体制整備事業の取り組みの他、在宅医療・介護連携推進事業、介護予防、地域ケア会議、地域包括支援センター機能強化、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの研修も開催している。担当所管である地域包括ケア課は平成 26 年度の 4 名体制から 1 年に 1 名ずつの増員で対応してきたが、県社協やさわやか福祉財団への委託がなければ成り立たなかった。他の都道府県においても、埼玉県のように県として主導しつつ、ノウハウを持つ県社協や中間支援団体等とどのように連携していくのが課題となるであろう。

3) 高知県

高知県の特徴は、大きく分けて3つあるといえる。1つは、介護予防給付の市町村事業への円滑で早期の移行を目指した点、第2は生活支援コーディネーター支援のためのバックアップ体制として各圏域の福祉保健所を機能させること、第3に、地域福祉の拠点として整備を進めている「あったかふれあいセンター」に介護予防の支援機能や生活支援コーディネーター連携機能を付与する点である。

第1の特徴である介護予防給付の市町村事業への円滑で早期の移行については、2016年12月現在で30市町村（広域連合を1つ含む）のうち26市町村が移行している。この移行率は大分県について2番目に高い数値となっている。こうした早期の意向を実現した背景には、きめ細かなセミナーを開催し、行政職員と生活支援コーディネーターの両方の合同研修（義務付け）として実施してきた経緯がある。2014年度から計画的にセミナーが実施され、15年度、16年度と系統的に継続されてきている。セミナーの構成としては、首長を対象としたトップセミナーを14年度の最初に開催するとともに、同年度には「事業検討セミナー」として5回の総合事業への移行について、地域課題の把握、先進都市の取り組み、事業内容の検討、事業取り組み計画と段階的に組まれた内容が用意されている。

こうした取り組みの背景には、移行してから体制整備にじっくり取り組むという政策的な判断があり、早期移行の財政的なメリットを確保することも視野に入れられている。その意味では、総合事業への移行は、現行サービスのみの実施が多く、多様なサービスの提供体制の整備は遅れているのが現状である。

第2の特徴は、生活支援コーディネーター支援のためのバックアップ体制として各圏域の福祉保健所を機能させることに取り組んだ点である。この取り組みは、他県にはみられない高知県独自のものである。2016年度には重点的に1つの福祉保健所を設定し、外部のアドバイザーを数回派遣することで、これまで地域福祉を担ってきた「地域支援室」の機能強化を図っている。地域支援室にはチーフをはじめ2名の支援員が配置されている。この事業のねらいは、中山間地域にある市町村では、もともとサービス提供主体が限られており、多様なサービスを創出するための条件に乏しいことから、地域全体を支援し、体制整備を図ることを目指す必要があるとの理由からである。

第3は、地域福祉の拠点として整備を進めている「あったかふれあいセンター」に介護予防の支援機能や生活支援コーディネーター連携機能を付与する取り組みは、先の福祉保健所の強化と同様に、他県にはみられない高知県独自の支援プログラムといえる。「あったかふれあいセンター」は、中山間地域に対応した地域福祉の拠点として、2009年度に国のフレキシブル支援センター事業として導入され、2012年度からは県の単独補助事業として取り組まれている。利用するための条件はなく、相談や集い機能を持つとともに、訪問による支援なども実施し、全世代対応の多機能な拠点として機能している。2017年3月末の見込みで、29市町村、44か所、サテライトの小規模拠点は206か所配置されている。

現時点で、あったかふれあいセンターにおける介護予防サービス（概ね週 1 回以上）の取り組みは、43 か所のうち、29 か所にまでできている。介護予防の取り組みをさらに拡充させるために、これまでのリハビリ 3 職種に加えて、栄養士や歯科衛生士の派遣が取り組まれようとしている。

また、生活支援コーディネーター調査に登場する中土佐町などでは、あったかふれあいセンターの地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターとが連携する取り組みもなされており、先行する地域福祉の取り組みと生活支援体制整備事業との協働が重要な推進条件を形成するといえる。とくにあったかふれあいセンターが、サテライトの小規模拠点を含め、小地域での配置を目指していることから、協議体への第 2 層レベルでの参加を確保する重要な資源となっている。先に触れた福祉保健所の地域支援室は、あったかふれあいセンター事業の支援を重要な業務として位置づけてきており、その面からも、生活支援コーディネーターのバックアップ機能をもつことが期待されている。

宮城県による

『市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況調査』

調査結果一覧

※回答が得られなかった自治体及び情報の公開に同意が得られなかった自治体については掲載を行っていない。

※平成28年度予算に基づき作成を依頼しており、実績とは異なる場合がある。

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

支援の分類					
No	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	広域調整
1	北海道	<p>(1) 介護予防・地域包括ケア市町村支援委員会 (2) 事業内容：市町村支援委員会を設置、運営し、効果的な地域包括ケアの推進方法の検証、普及、従事者の資質向上策の検討などを行う。年1回開催。 専門部会「地域包括ケア推進部会」を設置し、具体的な事例分析による地域包括ケア推進に対する道の支援方法を検討。 (3) 事業主体：北海道 (4) 事業費：802千円 (5) 構成員：学識経験者、保健医療福祉関係団体、介護保険事業所、市町村職員、住民代表(全22名)</p>	<p>(1) ①地域介護予防・地域包括ケア事業支援チーム (2) 事業内容：道立保健所(26カ所)に設置した地域介護予防・地域包括ケア事業支援チームにより地域包括ケア推進に関する技術援助及び支援を行う。 (3) 事業主体：北海道(直営) (4) 事業費：663千円 (2) ①地域包括ケアに関する市町村支援 (2) 事業内容：振興局の専門職により介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインや地域ケア会議ガイドライン等に基づき、市町村に対する個別支援を実施。 (3) 事業主体：北海道(直営) (4) 事業費：1,090千円 (3) ①住民主体の通いの場の充実支援事業 (2) 事業内容：住民主体の通いの場の立ち上げに関する戦略策定会議の開催や現地支援等を実施。 (3) 事業主体：北海道(直営) (4) 事業費：7,685千円</p>	<p>(1) ①生活支援コーディネーター養成研修 (2) 事業内容：市町村が配置する生活支援コーディネーター等に対しコーディネーターの役割等と内容とする研修会を開催。 (3) 事業主体：北海道(直営) (4) 事業費：6,223千円 (5) 対象者：生活支援コーディネーター(予定者)等 (2) ①地域リハビリテーション指導者養成研修 (2) 事業内容：リハビリテーション専門職(PT、OT、ST)等が市町村が行う介護予防事業や地域ケア会議等において指導者として具体的なアドバイスを行うことができるよう養成研修を実施。 (3) 事業主体：北海道/リハビリテーション専門職協会(委託) (4) 事業費：7,316千円 (5) 対象者：PT、OT、ST等 (3) ①アクティブシニア等活躍支援セミナー (2) 事業内容：元気なうちは働きたいという「アクティブシニア」を対象に地域の助け合い活動などに関するセミナーを開催。 (3) 事業主体：北海道社会福祉協議会に委託 (4) 事業費：7,380千円</p>	<p>(1) ①介護予防・生活支援サービスに関する意見交換会 (2) 事業内容：振興局管内ごとに地域包括支援センター、市町村職員、生活支援コーディネーター(予定者)等を集め、センターの現状、課題等の情報交換、介護予防・生活支援サービスの充実に向け効果的な取組について情報交換を行い、近隣市町村間の連携等を図る。 (3) 事業主体：北海道(直営) (4) 事業費：6,223千円</p>
2	青森県	<p>① 介護予防市町村支援事業(介護予防市町村支援委員会) (2) 事業内容：市町村の介護予防の取組の把握、課題の整理、支援検討等(年2回開催) (3) 事業主体：県 (4) 事業費：763千円(全事業合算) (5) 委員：学識経験者、医療福祉等職能団体、行政等16名</p>		<p>(1) ①生活支援コーディネーター養成研修事業(研修名程度) (2) 事業内容：生活支援コーディネーターの養成研修を行う(200名程度) (3) 事業主体：青森県社会福祉協議会に委託予定 (4) 事業費：1,914千円(全事業合算) (5) 対象者：市町村にて生活支援コーディネーターとして配置される予定の者または既に配置されている者 (2) ①介護予防市町村支援事業(介護予防従事者研修) (2) 事業内容：市町村職員等行政担当者に対する研修及び介護予防関連事業実施担当者に対する研修 (3) 事業主体：県(事業担当者研修は委託予定) (4) 事業費：763千円(全事業合算) (5) 対象者：②に記載のとおり</p>	<p>(1) ①生活支援コーディネーター養成研修事業(情報交換会) (2) 事業内容：生活支援コーディネーターが情報交換を行うことで課題等の共有やネットワークの構築を推進する(50名程度) (3) 事業主体：県 (4) 事業費：1,914千円(全事業合算) (5) 対象者：市町村にて生活支援コーディネーターとして配置されている者 (2) ①総合事業・医療介護連携に係る懇談会 (2) 事業内容：県内6圏域の市町村担当が集まり、事業に係る意見交換や進捗報告などを行う (3) 事業主体：県 (4) 事業費：0円(別事業と同時開催のため)</p>
3	岩手県	<p>(1) ①岩手県地域包括ケア推進会議 (2) 事業内容：地域包括ケアの5要素(医療・介護・予防・生活支援・住まい)を担う関係団体を構成員とする会議を開催 (3) 事業主体：直営 (4) 事業費：576千円 (5) 会員：医療・介護・予防・生活支援・住まいなど関係21団体</p>	<p>(1) ①地域ケア会議活用推進事業 (2) 事業内容：地域ケア会議の運営方法や困難ケースに対するアドバイス等を必要とする市町村等に対し、広域支援員や弁護士等の専門職を派遣し、同会議の機能強化を支援。 (3) 事業主体：いきいき岩手支援財団に委託 (4) 事業費：458千円 (5) 対象者：各市町村、地域包括支援センター</p>	<p>(1) ①介護予防事業のリハ職活用に係る研修 (2) 事業内容：住民主体による介護予防への取組みなど、地域リハビリテーション事業への参画に係るリハビリ専門職向けの研修を実施 (3) 事業主体：いきいき岩手支援財団に委託 (4) 事業費：122千円 (5) 対象者：PT、OT、ST</p>	<p>特になし</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

支援の分類			
No	都道府県	相談・助言	人材育成・人材確保
			広域調整
3	岩手県	<p>全体調整・連絡会議等の設置</p> <p>(2)①岩手県地域包括ケア推進会議実務者会議 ②内容:推進会議における協議事項等について、事務レベルでの事前協議の場として設置。 ③事業主体:直営 ④事業費:576千円(推進会議予算として一括計上) ⑤委員:医療・介護・予防・生活支援・住まいなど関係21団体</p>	<p>人材育成・人材確保</p> <p>(2)①生活支援コーディネーター養成研修 ②事業内容:生活支援コーディネーターに必要な制度理解と現場での活動の実践に資するカリキュラムによる研修を実施 ③事業主体:いきいき岩手支援財団に委託 ④事業費:201千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者を含む)、市町村職員、地域包括支援センター職員 ⑥①生活支援コーディネーター連絡会議 ②事業内容:生活支援コーディネーターの活動に係る事例発表、コーディネーター相互の情報交換、連携体制構築に向けた会議の開催 ③事業主体:いきいき岩手支援財団に委託 ④事業費:105千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者を含む)、市町村職員、地域包括支援センター職員</p>
4	宮城県	<p>(1)①宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議 ②事業内容:各地域の実情に応じた支え合い活動や生活支援サービスの充実に向けた取り組みを支援する。年2回開催。 ③事業主体:宮城県社会福祉協議会に委託 ④事業費:40,762千円(全事業合算) ⑤委員:行政、職能団体、事業者団体等関連27団体</p> <p>(2)①上記連絡会議運営委員会 ②内容:連絡会議が実施する事業の進行管理等について審議し、決定する。月1回開催。 ③事業主体:事務局業務を宮城県社会福祉協議会に委託 ④事業費:40,762千円(全事業合算) ⑤委員:行政、事業者団体、大学等関係者13名</p>	<p>広域調整</p> <p>(1)①情報交換会 ②事業内容:県内7県域(仙南、仙台(塩竈)、仙台(黒川)、北部、東部、気仙沼)で域内の市町村担当者を集めての情報交換会を実施し、結果は連絡会議(運営委員会)へ報告を行う。 ③事業主体:宮城県社会福祉協議会に委託、県も参加 ④事業費:40,762千円(全事業合算)</p>
5	秋田県	<p>(1)①モデル市町村支援事業 ②生活支援コーディネーター及び協議体の設置に係るモデル市町村に対する個別支援(勉強会の開催等) ③事業主体:(公財)秋田県長寿社会振興財団に委託 ④事業費:2,369千円 ⑤対象者:モデル市町村(4市町村)</p>	<p>人材育成・人材確保</p> <p>(1)①生活支援コーディネーター養成研修 ②事業内容:生活支援コーディネーターの養成研修(以下)の3段階及び応用講座を行う。 研修1:初級研修 前期3会場、後期3会場、計6回(1回当半日)各80名程度、計480人程度 研修1-2:研修2の事前研修(実務未経験者向)前期、後期各1回、計2回(1回当2日間)各80名程度、計160人程度 研修2:地域福祉コーディネーター基礎・実践研修前期、後期各1回、計2回(1回当2日間)各100名程度、計200人程度 研修3:生活支援コーディネーター基礎・実践研修前期、後期各1回、計2回(1回当2日間)各80名程度、計160人程度 ③事業主体:全国コミュニケーションサポートセンターに委託 ④事業費:40,762千円(全事業合算) ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者)のほか、行政・包括職員、協議体委員、地域住民などコーディネーターと協働した取り組みが求められる者</p> <p>広域調整</p> <p>(1)①生活支援コーディネーター養成研修 ②生活支援コーディネーターの養成研修 ③事業主体:(公財)秋田県長寿社会振興財団に委託 ④事業費:1,655千円 ⑤対象者:市町村、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員等生活支援コーディネーター候補者 (2)①生活支援コーディネーター情報交換会 ②他県先進地の生活支援コーディネーターを講師に迎えた情報交換会 ③事業主体:(公財)秋田県長寿社会振興財団に委託 ④事業費:292千円 ⑤対象者:市町村、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員等生活支援コーディネーター候補者</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

No		支援の分類		
都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	広域調整
6	山形県	<p>(1)①総合事業勉強会 ②事業内容:県内4地域で管内の市町村担当者を集め、総合事業の勉強会を開催する。なお、その勉強会には、先進自治体からの事例紹介や現地研修なども行う。 ③事業主体:山形県 ④事業費:0千円</p>	<p>(1)①生活支援等担い手養成事業 ②事業内容:生活支援サービスの担い手養成を行う。 ・入門講座:県内4会場(半日)各50~100人程度 ・実践講座:県内2会場(5日間)各30人程度 ・フォローアップ講座:県内1会場(半日)60人程度 ③山形県生涯学習文化財団に委託 ④事業費:3,421千円 ⑤対象者:概ね55歳以上の一般県民 ⑥①生活支援コーディネータースキルアップ研修 ②事業内容:生活支援コーディネーター活動に必要な技術を習得する研修を行う。 ・県内1会場(連続した2日間)50人程度 ③山形県生涯学習文化財団に委託 ④事業費:487千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者)及び市町村職員等</p>	<p>(1)①情報交換会 ②事業内容:県内4地域で管内の市町村担当者を集め、現状把握も兼ねて情報交換を行う。 ③事業主体:山形県 ④事業費:0千円</p>
7	福島県	<p>(1)①介護予防・生活支援サービス支援会議等の運営 ②事業内容:市町村が事業を実施する上での課題検討や情報交換等を行いながら介護予防給付から地域支援事業への移行を支援するための説明会や研修会等を年2回程度開催。 ③対象:市町村職員等 ④事業費:996千円</p>	<p>(1)①生活支援コーディネーター養成研修事業 ②事業内容:生活支援コーディネーターの養成研修(講義および演習)を行う。 参加定員150名程度(H27:200名のところ137名が修了) ③事業主体:一般社団法人茨城県社会福祉協議会に委託 ④事業費:3,739千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者)のほか、行政・包括職員、協議体委員、地域住民などと協働した取り組みが求められる者</p>	
8	茨城県	<p>(1)①地域介護ヘルパー養成事業 ②事業内容:地域介護ヘルパー養成研修員を配置し、養成研修未実施市町村への必要性と活用方法伝授のために市町村訪問を実施 ③事業主体:一般社団法人茨城県福祉サービス振興会 ④事業費:3,710千円</p>	<p>(1)①リハビリテーション専門職派遣事業 ②事業内容:リハビリ専門職(PT/OT/ST)として市町村の住民運営の通いの場や地域ケア会議等の場で技術的な助言を提供するためにリハビリ専門職の派遣調整を実施。 ③事業主体:一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会に委託 ④事業費:2,889千円 (3)①介護予防リハビリ専門職指導者養成事業 ②事業内容:支援者等の自立支援につなげるため、リハビリ専門職が「地域ケア会議」サービス担当者会議「住民運営の通いの場」「訪問・通所」の場において、円滑かつ適切な技術的助言が提供できるように資質向上を目的としたリーダー養成研修を行う。 ③事業主体:一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会に委託</p>	

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

		支援の分類			
No	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	広域調整
8	茨城県	<p>(1)①地域支え合いネットワーク推進会議 ②事業内容:各地域の実情に応じた支え合い活動や生活支援サービスの充実に向けた取り組みを支援する。年2回開催。 ③事業主体:県(直営) ④事業費:221千円 ⑤委員:学識経験者、地域の支え合い活動等に係る知識・経験等を有する者10名</p>	<p>(1)①生活支援体制整備アドバイザー派遣事業 ②事業内容:協議体、生活支援コーディネーター業務への助言等を行うアドバイザーを派遣 ③事業主体:県(直営) ④事業費:880千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター、行政・包括職員、協議体委員</p>	<p>(4)①地域介護ヘルパー養成事業 ②事業内容:地域介護ヘルパーの周知を図り、養成研修の実施を市町村に働きかけることで、総合事業等で活用できるサービスの担い手を養成する。 ③事業主体:一般社団法人茨城県福祉サービス振興会 ④事業費:3,710千円</p>	<p>(1)①地域支え合い体制づくりセミナー ②事業内容:セミナー中、グループディスカッションを行い市町村間及び地域包括支援センター間の情報交換を実施 ③事業主体:県(直営) ④事業費:187千円 ⑤対象者:市町職員、地域包括支援センター職員等</p>
9	栃木県		<p>(1)①生活支援コーディネーター派遣事業 ②事業内容:協議体、生活支援コーディネーター業務への助言等を行うアドバイザーを派遣 ③事業主体:県(直営) ④事業費:880千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者)、行政・包括職員、協議体委員</p>	<p>(3)①生活支援コーディネーター養成事業 ②事業内容:生活支援コーディネーターの養成研修 ③事業主体:県(直営) ④事業費:1,402千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者)、行政・包括職員、協議体委員</p> <p>(4)①地域ケア多職種協働のための専門職等派遣事業 ②事業内容:専門職及び広域支援員の地域ケア会議への派遣 ③事業主体:県(直営) ④事業費:1,336千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者)、行政・包括職員、協議体委員</p>	<p>(1)①地域支え合い体制づくりセミナー ②事業内容:セミナー中、グループディスカッションを行い市町村間及び地域包括支援センター間の情報交換を実施 ③事業主体:県(直営) ④事業費:187千円 ⑤対象者:市町職員、地域包括支援センター職員等</p>
10	群馬県	<p>(1)生活支援コーディネーター養成研修企画等会議 ①事業内容:県内市町村における生活支援体制整備の進捗状況等の情報共有及び市町村支援策の検討を行う。年6回開催 ②事業主体:群馬県社会福祉協議会(委託) ③事業費:5,516千円(委託事業合算) ④中央研修参加者、群馬県社会福祉協議会、市町村、県</p>	<p>(1)相談窓口の設置 ①市町村等からの相談に応じる窓口を設置し、必要に応じて出張相談を行う。 ②事業主体:群馬県社会福祉協議会(委託) ③事業費:5,516千円(委託事業合算) (2)講師派遣 ①事業内容:市町村主催の研修会や勉強会へ講師を派遣する。 ②事業主体:群馬県社会福祉協議会(委託) ③事業費:5,516千円(委託事業合算)</p>	<p>(1)生活支援コーディネーター養成研修 ①事業内容:市町村からコーディネーター候補として推薦された者を対象として、研修会を開催する。年2回(2日間コース×2回) ②事業主体:群馬県社会福祉協議会(委託) ③事業費:5,516千円(委託事業合算)</p>	<p>(1)生活支援コーディネーター養成研修企画等会議【再掲】 ①事業内容:県内市町村における生活支援体制整備の進捗状況等の情報共有及び市町村支援策の検討を行う。 ②事業主体:群馬県社会福祉協議会(委託) ③事業費:5,516千円(委託事業合算) (2)生活支援サービスの整備に係る市町村会議【再掲】 ①事業内容:生活支援体制整備に関し、先進地の事例紹介やグループワーク等を通じて、市町村担当者との意見交換・情報共有を行う。 ②事業主体:県 ③事業費:161千円</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

No	都道府県	支援の分類		
		全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保
				広域調整
11	埼玉県	<p>(1)①市町村個別支援(地域包括ケアシステム構築促進事業)</p> <p>(2)市町村に県職員が訪問し、総合事業の実施手法等に関する助言を行う。</p> <p>(3)県直営</p> <p>(2)①市町村圏域別支援(地域包括ケアシステム構築促進事業)</p> <p>(2)市町村圏域別会議に県職員が随時訪問し、総合事業の効果的な実施手法等に関する助言を行う。</p> <p>(3)県直営</p> <p>(3)①生活支援に係る個別支援(アドバイザー派遣)</p> <p>(2)市町村にアドバイザーが訪問し、生活支援体制整備事業(協議体の運営等)に関する助言を行う。</p> <p>(3)県直営※さわやか福祉財団との共催</p>	<p>(1)①地域包括支援センター従事者研修(市町村地域支援事業促進事業)</p> <p>(2)地域包括支援センターの機能強化を図るため、初任者、中堅職員、センター長等の各階層別研修を実施する。</p> <p>(3)県直営</p> <p>(5)地域包括支援センター職員</p> <p>(2)①介護予防研修(介護予防市町村支援事業)</p> <p>(2)市町村が介護予防事業を効果的に実施できるような支援するための研修会を実施する。</p> <p>(3)県直営</p> <p>(5)市町村・地域包括支援センター職員</p> <p>(3)①生活支援コーディネーター養成研修(地域包括ケアシステム構築促進事業)</p> <p>(2)コーディネーターを養成するための研修を年6回程度実施するとともに、市町村担当職員とコーディネーターの合同研修を年2回程度実施する。</p> <p>(3)委託(埼玉県社会福祉協議会)</p> <p>(5)生活支援コーディネーター・市町村職員</p> <p>(4)地域包括ケアシステムモデル事業</p> <p>(2)-1自立支援型地域ケア会議の立上げを支援するため、コーディネーター、理学療法士等の専門職で構成する「自立支援チーム」を派遣する。</p> <p>(2)-2住民主体の介護予防体操教室の立上げを支援するため、理学療法士等のリハビリテーション専門職の派遣や研修を行う。</p> <p>(2)-3生活支援コーディネーターの相談役としてアドバイザーを派遣するとともに、生活支援担い手養成研修を実施する、</p> <p>(3)委託(委託先選定中)</p> <p>(3)委託(委託先選定中)</p> <p>(5)モデル市町村(計4市町村)</p>	<p>(1)①地域包括ケアシステム推進会議(地域包括ケアシステム構築促進事業)</p> <p>(2)市町村職員を対象に総合事業の移行等に係る情報交換会を年2回程度実施する。</p> <p>(3)県直営</p>
12	千葉県	<p>(1)①市町村セミナーの開催</p> <p>(2)事業内容:新たなサービスの創出、サービスの基理、単独等市町村職員の資質の向上に向けた実践的なセミナーを4回開催する。</p> <p>(3)事業主体:直接実施</p> <p>(4)事業費:449千円</p>	<p>(1)①生活支援コーディネーター養成事業</p> <p>(2)事業内容:生活支援コーディネーターの養成研修5会場(1回当2日間)、各40名程度(計200人)</p> <p>(3)事業主体:公募により委託</p> <p>(4)事業費:2,624千円(事業全体)</p> <p>(5)対象者:市町村から推薦のあった者</p>	<p>(1)①意見交換会</p> <p>(2)事業内容:県内9圏域で市町村の担当者を集めての意見交換会を実施し、必要に応じて県内先進自治体職員をアドバイザーとして派遣する。</p> <p>(3)事業主体:直接実施</p> <p>(4)事業費:18千円</p>
13	東京都	<p>(1)①東京都介護予防推進会議</p> <p>(2)事業内容:I先進的な取組の事例発表Ⅱ区市町村が抱える課題についての意見交換Ⅲ国の動き等を都から情報提供Ⅳアドバイザーによる専門的見地からの区市町村へのアドバイスなどを行うことにより、さらに効果的・効果的な取組の実施を促す。年3回開催。</p>	<p>(1)①生活支援コーディネーター養成研修</p> <p>(2)事業内容:国が実施した生活支援コーディネーターの人材養成のための指導者養成研修の内容を踏まえ、都独自のカリキュラムを盛り込んだ都道府県研修を実施する。</p> <p>(3)事業主体:公益財団法人東京都福祉財団に委託</p> <p>(4)事業費:12,170千円(全事業合算)</p> <p>(5)対象者:第1層、第2層の生活支援コーディネーター(候補者)、区市町村職員等</p>	<p>(1)①地域リハビリテーション推進広域派遣アドバイザーの設置</p> <p>(2)事業内容:区市町村において地域ケア会議や要支援者等に対する介護予防事業を検討する際、リハビリテーションの専門職の助言が得られるよう、医療機関、理学療法士などと連携して、広域アドバイザーを派遣する</p> <p>(3)事業主体:指定医療機関に委託</p> <p>(4)事業費:39,469千円(全事業合算)</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

支援の分類		相談・助言		人育成・人材確保		広域調整	
No	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人育成・人材確保	広域調整		
13	東京都	<p>③事業主体:東京都 ④事業費:270千円 ⑤参加者:62区市町村の介護予防事業担当者、アドバイザー(学識経験者等)</p>	<p>③事業主体:東京都 ④事業費:1,380千円(全事業合算) ⑤参加者:区市町村密着アドバイザーによるモデル区市町村への現地支援(地域づくりによる介護予防推進) ⑥事業内容:地域診断への関与や事業コンセプトを踏まえた戦略づくりなど専門職としての知見を活かした支援、アドバイス ⑦事業主体:東京都 ⑧事業費:1,380千円(全事業合算) ⑨事業内容:介護予防に関する情報共有システムを管理・運営し、区市町村からの相談に対する助言、好事例などの情報共有を行う。 ⑩事業主体:東京都(システム立ち上げについては法人に委託) ⑪事業費:315,731千円(全事業合算) ⑫事業内容:介護予防推進広域アドバイザーの設置 ⑬事業内容:介護予防に関する知識・技術を有する専門職等を介護予防推進広域アドバイザーとして指定し、情報共有システムを通じた助言や先進事例の情報提供等を行うことで、区市町村による効果的な介護予防事業を支援する ⑭事業主体:東京都 ⑮事業費:315,731千円(全事業合算)</p>	<p>①地域リハビリテーション専門人材育成研修 ②事業内容:地域支援事業における地域リハビリテーション活動支援事業の推進のため、地域リハビリテーション専門職員を対象とした研修を開催。(初任者研修2日間×6時間、現任者研修2日間×6時間) ③事業主体:公益財団法人東京都福祉保健財団に委託 ④事業費:39,469千円(全事業合算) ⑤対象者:地域包括支援センター又はその他の行政関係機関が実施する介護予防関連事業を担当しているリハビリテーション専門職等</p>	<p>①介護予防情報共有システムの管理・運営 ②事業内容:介護予防に関する情報共有システムを管理・運営し、区市町村からの相談に対する助言、好事例などの情報共有を行う。 ③事業主体:東京都(システム立ち上げについては法人に委託) ④事業費:315,731千円(全事業合算) ⑤事業内容:介護予防推進広域アドバイザーの設置 ⑥事業内容:介護予防に関する知識・技術を有する専門職等を介護予防推進広域アドバイザーとして指定し、情報共有システムを通じた助言や先進事例の情報提供等を行うことで、区市町村による効果的な介護予防事業を支援する ⑦事業主体:東京都 ⑧事業費:315,731千円(全事業合算)</p>		
14	神奈川県	<p>特に無し</p>	<p>①生活支援コーディネーター事業 ②事業内容:生活支援コーディネーターの養成研修及びフォローアップ研修を行う。 ・養成研修 1回当り2日間の研修を計3回実施する。 各100名程度、計300人程度の参加を予定 ・フォローアップ研修 実践事例の紹介等を行い、生活支援コーディネーター同士で相互研鑽が図られるような研修を実施する。 70名程度の参加を予定 ③委託を予定(事業主体は未定) ④事業費:5,629千円 ⑤生活支援コーディネーター(予定者)等、市町村から推薦を受けた者。 ⑥介護予防従事者研修の実施 ⑦介護予防従事者研修 ⑧事業内容:介護予防従事者として、市町村職員、介護予防事業所職員、ボランティア等を対象に「かながわ介護予防・健康づくり運動指導員」を養成し、認定することで、資質の確保及び向上を図る。2日間で1コース×2回。 ⑨事業主体:委託予定 ⑩事業費:221千円 ⑪①リハビリテーション専門職等介護予防指導研修</p>	<p>①生活支援コーディネーター事業 ②事業内容:生活支援コーディネーターの養成研修及びフォローアップ研修を行う。 ・養成研修 1回当り2日間の研修を計3回実施する。 各100名程度、計300人程度の参加を予定 ・フォローアップ研修 実践事例の紹介等を行い、生活支援コーディネーター同士で相互研鑽が図られるような研修を実施する。 70名程度の参加を予定 ③委託を予定(事業主体は未定) ④事業費:5,629千円 ⑤生活支援コーディネーター(予定者)等、市町村から推薦を受けた者。 ⑥介護予防従事者研修の実施 ⑦介護予防従事者研修 ⑧事業内容:介護予防従事者として、市町村職員、介護予防事業所職員、ボランティア等を対象に「かながわ介護予防・健康づくり運動指導員」を養成し、認定することで、資質の確保及び向上を図る。2日間で1コース×2回。 ⑨事業主体:委託予定 ⑩事業費:221千円 ⑪①リハビリテーション専門職等介護予防指導研修</p>	<p>特に無し</p>		

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

支援の分類		広域調整	
No	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言
14	神奈川県		<p>人材育成・人材確保</p> <p>②事業内容:地域包括ケアシステムを踏まえた、市町村の介護予防事業等を支援できるリハビリテーション専門職を育成する。1日コース×3回。 ③委託を予定 ④事業費:810千円 ⑤リハビリテーション職等</p>
15	新潟県		<p>人材育成・人材確保</p> <p>①①生活支援コーディネーター養成研修 ②事業内容:生活支援コーディネーター及び協議体構成員の養成研修を実施する。 ③実施主体:県直営 ④事業費:264千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者含む)、協議体構成員(予定者含む)、行政、包括</p> <p>②①基準を緩和した訪問型サービス従事者養成研修 ②事業内容:基準を緩和した訪問型サービス従事者向けに研修を実施する。 ③実施主体:介護職員初任者研修を実施している事業者に委託(予定) ④事業費:1,200千円 ⑤対象者:基準を緩和した訪問型サービスの新たな従事者(無資格者を想定)</p> <p>③①その他の生活支援サービス従事者養成研修 ②事業内容:移動(輸送)サービス及び配食サービス等その他の生活支援サービス従事者向けに研修を実施する。 ④実施主体:県直営 ⑤対象者:移動(輸送)サービス及び配食サービス等その他の生活支援サービスの新たな従事者、サービスを新たに立ち上げたといと考えている者</p>
16	富山県	<p>(1)①富山県地域包括ケアシステム推進会議事業 ②事業内容:団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築・推進に向け、当会議が行った共同宣言を県民運動として展開するための普及啓発の方策等について検討する。 ③実施主体:県直営 ④事業費:478千円 ⑤委員:行政、事業者団体、住民団体、大学等28団体(H27)</p>	<p>(1)①地域包括ケア市町村支援事業(再掲)</p> <p>②事業内容: 地域包括ケアシステム構築に関するセミナー 例発表、グループワークを通じて、必要な知識、企画立案の手法を得る機会を提供する。 テーマは、市町村等の意向を反映して決定。 (参考)H27は、地域包括ケアシステム構築に関する基本事項、新しい総合事業の導入、介護予防の推進などをテーマとして、計6回実施。 イ 生活支援コーディネーター養成研修 地域の生活支援ニーズの把握や担い手の確保を行う「生活支援コーディネーター」の養成研修を実施する。 講師:大学教授、准教授、県社協職員 カリキュラム:中央研修同様(2日間) 実施回数:同内容で2回実施</p>
		<p>(1)①地域包括ケア市町村支援事業 ②事業内容: 市町村において、生活支援・介護予防に関するモデル事業を実施し、モデル市町村による研究会や県との連絡会議を開催するほか、アドバイザの派遣等を実施する。 ア 生活支援モデル事業 モデル市町村等:魚津市、射水市、中新川広域行政事務組合 支援内容:アドバイザの派遣、進捗状況の管理、連絡会議の開催(年3回程度)、他研修等におけるモデル市町村の取組報告による管内全市町村への取組支援</p>	<p>(1)①地域包括ケア推進支援事業 ②事業内容:地域包括ケアシステム構築に向け、在宅医療・介護連携、認知症施策及び介護予防等が、市町村の特性に応じて柔軟かつ積極的に推進されるよう、厚生センターが管内市町村を支援する。 ○介護予防推進支援事業 ・研修会、関係者連絡会 担当者連絡会、事例検討会 ・市町村や地域包括支援センターへの、介護予防体験等を行う住民主体の通いの場に対する相談支援</p> <p>③実施主体:県(厚生センター) ④事業費:3,000千円(全事業合算) ⑤研修会等対象者:市町村職員、地域包括支援センター職員、保健・医療・介護関係者、地域住民等</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

No	都道府県	支援の分類		
		全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保
16	富山県	<p>イ 介護予防モデル事業(国・地域づくりによる介護予防推進支援事業)</p> <p>モデル市町村: 砺波市、射水市</p> <p>支援内容: アドバイザーとモデル市町村との連携調整、県の地域密着アドバイザーによる日常的な相談・支援、研修会の開催、連絡会議の開催(年々回程度)、他研修等におけるモデル市町村の取組報告による管内全市町村への取組支援</p> <p>③実施主体: 県、市町村 ④事業費: ア 730千円 イ 460千円</p>	<p>③実施主体: ア、イともに、県直営 ④事業費: ア 1,000千円 イ 550千円</p> <p>⑤対象者: ア 市町村職員、地域包括支援センター職員等 イ 生活支援コーディネーター(予定)のほか、市町村職員、地域包括支援センター職員、その他市町村が受講が適当と認められる者等</p>	<p>③実施主体: 県直営 ④事業費: 0千円 ⑤構成員: 県、市町</p>
17	石川県	<p>特になし</p> <p>①事業名: 地域包括ケア推進アドバイザー等派遣事業</p> <p>②事業内容: ・市町や地域包括支援センターが行う研修会、勉強会等に講師(広域支援員)を派遣 ・地域ケア会議等において助言等を行う、市町単独では確保が困難な専門職の派遣 ③事業主体: 県直営 ④事業費: 1,038千円</p>	<p>(1)①事業名: 生活支援コーディネーター養成研修 ②事業内容: 生活支援コーディネーターの養成研修(2日間程度) ③事業主体: 県社会福祉協議会に委託 ④事業費: 700千円 ⑤対象者: 市町が生活支援コーディネーターとして配置を予定する方等</p> <p>(2)①事業名: 行政研修 ②事業内容: 地域包括ケアシステムや総合事業に関するセミナー等(制度概要、総合事業実施にむけた実務等) ③事業主体: 県直営 ④事業費: 388千円 ⑤対象者: 市町、地域包括支援センター職員</p>	<p>①事業名: 市町意見交換会 ②事業内容: 県内市町間で、課題や事業計画についての情報共有・意見交換(随時) ③事業主体: 県直営 ④事業費: 0千円 ⑤構成員: 県、市町</p>
18	福井県		<p>(1)①生活支援コーディネーター養成研修 ②生活支援コーディネーターを養成する研修会の開催 受講人数: 30名程度 開催回数: 1回(2日間×1会場) ③県(直営) ④279千円 ⑤生活支援コーディネーター予定者(市町社協職員、NPO代表、ボランティアグループのリーダー等)</p> <p>(2)①「若狭フォーラム」の開催 ②県内4市町の住民を中心に、地域での支え合いや助け合いの大切さ、地域力アップの必要性を住民に周知するためのフォーラムを開催 ③主催: 4市町+県 共催: 公益財団法人 さわやか福祉財団 ④0千円 ⑤活動創出のリーダー(すでに地域で活動している人)、活動の担い手(現在は活動していないが、今後活動する見込みがある人)</p>	

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

No	都道府県	支援の分類			
		全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	
		<p>全体調整・連絡会議等の設置</p> <p>(1)①地域包括ケア推進担当者会議 ②事業内容:各圏域ごとの市町村の取り組みに関する情報交換及び県の支援方法の検討 ③事業主体:健康長寿推進課 ④事業費:無し ⑤メンバー:福祉保健部次長(民政)、健康長寿推進課長等、各保健福祉事務所担当</p>	<p>相談・助言</p> <p>(1)管内で重点的に支援が必要な市町村を選定し、保健福祉事務所と健康長寿推進課職員で市町村を訪問し、取り組み推進の方策等を支援 (2)健康長寿推進課及び各保健福祉事務所において、市町村から相談、質問に随時対応 (1)(2)ともに、事業主体は健康長寿推進課及び各保健福祉事務所。事業費は無し</p>	<p>人材育成・人材確保</p> <p>(1)①生活支援コーディネーター養成(スキルアップ)研修 ②事業内容:コーディネーターのスキルアップのため、必要な知識や技能を学ぶ研修(2日間×1回) ③事業主体:直営 ④事業費:227千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター予定者、協働体構成員として想定される者 ※すでに設置・配置の者を含む (2)①介護予防・日常生活支援総合事業への参入促進研修 ②事業内容:NPOやボランティアが福祉活動を行う価値(意義)等の講義、先進事例の紹介等の研修 ③事業主体:直営 ④事業費:110千円 ⑤対象者:助け合い活動を実施している(関心がある)NPO、ボランティアグループ等(1日間×1回) (3)①基準緩和型訪問サービス従事者養成研修 ②事業内容:生活支援を中心とした介護に関する一定の基礎知識と技能を学ぶ研修(3日間×1回) ③事業主体:直営 ④事業費:123千円 ⑤対象者:訪問型サービスAに従事する者等 (4)①外出支援(移動サービス)従事者養成研修 ②事業内容:外出支援に係る基礎知識等を伝える研修(1日間×1回) ③事業主体:直営 ④事業費:104千円 ⑤対象者:外出支援に関心があるNPO、民間事業者等 (6)①配食サービス従事者養成研修 ②事業内容:配食サービスの意義、コミュニケーションによる食事サービスの効果等を伝える研修(1日間×1回) ③事業主体:直営 ④事業費:104千円 ⑤対象者:配食サービスに関心があるNPO、民間事業者等</p>	<p>広域調整</p> <p>(1)①情報交換会 ②事業内容:県内市町村を集めての取り組み事例等の情報交換会を実施。年2回を想定 ③事業主体:健康長寿推進課 ④事業費:無し</p>
19	山梨県				
		<p>当該事業なし</p>	<p>(1) ①事業名:研修会の開催 ②事業内容:先行自治体の事例提供を行い、円滑に新総合事業に移行及び移行後の体制整備のための情報を提供。 ③事業主体:長野県 ④事業費:198千円</p>	<p>(1) ①事業名:情報交換会の開催 ②事業内容:各保険者の取組状況や準備状況等を具体的な資料(予算・要綱等)を提示した上で情報交換を行う。 ③事業主体:長野県 ④事業費:198千円</p>	
20	長野県				
21	岐阜県				

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

支援の分類			
No	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言
			広域調整
22	静岡県	<p>① 地域包括ケア推進ネットワーク会議(県会議)</p> <p>※ 現時点予定</p> <p>② 地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種連携を強化し市町の体制整備に繋げる</p> <p>③ 直営</p> <p>④ 610千円</p> <p>⑤ 25団体</p>	<p>市町より相談があった場合適宜対応</p>
23	愛知県	<p>① 愛知県介護予防推進会議・作業部会</p> <p>愛知県介護予防事業担当者会議</p> <p>② 各市町村における総合事業の準備・推進のための支援検討 各年1回開催</p> <p>③ 直営</p> <p>④ 473千円</p> <p>⑤ 委員: 県医師会理事等15人 (作業部会は、県理学療法士会理事等14人)</p>	<p>市町が配置する生活支援コーディネーターの養成 内容: 2回実施(2日間×2か所) 第1層、2層の生活支援コーディネーター200名養成(各回50名)</p> <p>③ 直営</p> <p>④ 生活支援体制整備事業全体で1,300(千円)</p> <p>⑤ 市町が配置する生活支援コーディネーター(候補者)</p> <p>(2) ① 生活支援コーディネーター連絡会</p> <p>② 生活支援コーディネーター間のネットワークの構築</p> <p>③ 直営</p> <p>④ 生活支援体制整備事業全体で1,300(千円)</p> <p>⑤ 市町が配置する生活支援コーディネーター(候補者)</p>
24	三重県	<p>① 愛知県介護予防推進会議・作業部会</p> <p>愛知県介護予防事業担当者会議</p> <p>② 各市町村における総合事業の準備・推進のための支援検討 各年1回開催</p> <p>③ 直営</p> <p>④ 473千円</p> <p>⑤ 委員: 県医師会理事等15人 (作業部会は、県理学療法士会理事等14人)</p>	<p>市町が配置する生活支援コーディネーターの養成 内容: 2回実施(2日間×2か所) 第1層、2層の生活支援コーディネーター200名養成(各回50名)</p> <p>③ 直営</p> <p>④ 生活支援体制整備事業全体で1,300(千円)</p> <p>⑤ 市町が配置する生活支援コーディネーター(候補者)</p> <p>(2) ① 生活支援コーディネーター連絡会</p> <p>② 生活支援コーディネーター間のネットワークの構築</p> <p>③ 直営</p> <p>④ 生活支援体制整備事業全体で1,300(千円)</p> <p>⑤ 市町が配置する生活支援コーディネーター(候補者)</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

No		支援の分類		
都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	広域調整
	特になし	(1)生活支援事業相談員の設置 ②事業内容:各市町の生活支援コーディネーターからの相談に対して専門的助言を行うとともに、巡回相談等によって各市町の生活支援の基盤整備の推進を支援するための「生活支援事業相談員」を設置する。 ③事業主体:滋賀県社会福祉協議会に委託	(1)生活支援コーディネーター養成研修 ②事業内容:生活支援コーディネーターの養成研修を実施する。(年1回、1会場、定員150名) ③事業主体:滋賀県社会福祉協議会に委託 ④生活支援コーディネーター学習・情報交換会 ⑤各市町の生活支援コーディネーターを対象に、コーディネーター相互の情報交換等を目的とした学習・情報交換会を開催する。(年2回、1会場) ⑥事業主体:滋賀県社会福祉協議会に委託	(1)介護予防・日常生活支援総合事業の取組状況にかかると各圏域別担当者情報交換会 ②事業内容:介護予防・日常生活支援総合事業の実施にかかる各市町の取組の円滑な推進を目的として、県内19市町を圏域別(3圏域)に分割した情報交換会を実施する。 ③事業主体:直営
滋賀県	○市町村における総合事業に対する支援あり方を検討する会議等 → 設置していない ・各取り組みの全体調整及び情報共有を実施等 → 生活支援コーディネーター連絡会を28年度は、府南部で1回開催(出席者 30名)	・市町村からの相談に対して、本庁及び保健所で随時対応 ・介護予防市町村担当者会議(介護予防研修)で、他府県での住民主体の取組紹介。(1回)	(1)生活支援コーディネーター事業 ○協議体設置に係る研修 1回(1日)、受講者:生活支援コーディネーター及び協議体メンバー(候補者)計197名 ○生活支援コーディネーター養成研修 2回(1回1日)、受講者:生活支援コーディネーター(候補者)計107名 ○生活支援体制整備事業に係る市町村担当者会議 1回(半日)、受講者:市町村担当者32名 ○生活支援コーディネーターステップ研修 2回(1回半日、府北部、南部で開催)、受講者:生活支援コーディネーター(候補者)計57名	・総合事業の緩和型サービス等の単価調整は各保健所で実施 ・総合事業の緩和型サービス等の実施状況については、府で取りまとめ、市町村に情報提供
京都府		1. 自治体ごと個別に事業者指定、単価設定等の助言を実施。 2. 府内市町村において新しい総合事業についての住民・事業者等に対する説明会開催時の講師派遣。 3. 府内各ブロックで開催される市町村介護保険担当課長ブロック会議において情報提供・助言の実施。 3. 事業費(0千円) 4. 直接実地	1. 生活支援コーディネーター養成研修開催 ①研修内容を検討するための生活支援コーディネーター指導者等連絡会の開催 ②厚生労働省主催の中央研修参加者の推薦 ③生活支援コーディネーター養成研修開催2回/年 対象者:市町村に配置される第1層、第2層の生活支援コーディネーター 市町村職員高齢部門・地域福祉担当者協議体構成員	1. 新しい総合事業の一般介護予防事業について、住民主体の通いの場を拡大するために、リハ職等の活用を広域調整他。 2. 事業費 介護予防市町村支援事業費:1,402千円
大阪府	1. 介護保険ワーキングチーム会議の設置 (1)目的、内容等 保険事務、要介護認定、地域包括ワーキングを設置し、その中の地域包括ワーキングチームの部会として下記チームで新しい介護予防・日常生活支援総合事業に関する事項を検討。 1. 介護予防・生活支援検討チーム ・先行実施自治体の事例照会 ・事例を踏まえて具体的な単価設定の考え方の検討他		2. 事業費(1,597千円) 3. 直接実地	

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

支援の分類					
No	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	広域調整
28	兵庫県	<p>2 介護予防・生活支援会議の設置【H28新規】 (従来介護予防会議として実施していたものを改組)</p> <p>・市町における総合事業に対する支援のあり方等を検討(直営)</p> <p>・行政・職能団体、事業者団体等で構成</p> <p>・事業費 45,934千円(他事業と合わせて)</p>	<p>1 専門職派遣(講演講師・会議アドバイザー等)</p> <p>・市町主催の研修会、勉強会、会議に講師(アドバイザー)を派遣する(直営)</p> <p>・事業費 4,188千円(他事業と合わせて)</p> <p>2 リハビリ専門職の派遣調整【H28新規】</p> <p>・地域リハビリテーション活動支援事業の実施支援のため、各圏域リハビリテーション支援センターに派遣候補者リストを提供し、派遣調整を実施。</p> <p>・圏域リハビリテーション支援センターに委託(県下9箇所)</p> <p>・事業費 8,182千円(他事業と合わせて)</p>	<p>1 生活支援コーディネーター養成研修</p> <p>・兵庫県社会福祉研修会委託</p> <p>・研修・情報交換会(各2回)、フォーラム(2箇所)</p> <p>・事業費 45,934千円(他事業と合わせて)</p> <p>2 リハビリ専門職向けの新たな介護予防研修</p> <p>・リハビリ3士会による地域支援事業の支援(補助)</p> <p>・圏域リハビリテーション支援センターによる研修・助言(委託)</p> <p>・事業費 45,934千円(他事業と合わせて)</p> <p>3 在宅医療・介護連携支援コーディネーター養成研修【H28新規】</p> <p>・2箇所を実施予定(直営)</p> <p>・事業費 505千円</p> <p>4 基礎緩和型サービスの担い手研修【H28新規】</p> <p>・検討会議でカリキュラム等検討の上、試行的に1回実施予定(直営)</p> <p>・事業費 45,934千円(他事業と合わせて)</p>	<p>・市町職員研修の際における意見交換の場の設置(適宜)</p> <p>・H28は、県下5地域において総合事業実施に係る市町との意見交換会を実施予定</p>
29	奈良県				
30	和歌山県	<p>・特になし</p>	<p>・市町村からの相談に対する助言・支援</p> <p>・新しい総合事業に早期移行した自治体における好事例などの情報収集及び情報提供</p>	<p>(1)</p> <p>①生活支援コーディネーターの養成</p> <p>②県内を紀北、紀中、紀南の3ブロックに分けて各1日ずつ研修会を実施(予定)</p> <p>③実施主体:県</p> <p>④事業費:0千円</p>	<p>①情報交換会</p> <p>②事業内容</p> <p>・県内全市のみで市担当者を集めて情報交換会を実施</p> <p>・県内7圏域で圏域毎の市町村担当者を集めての情報交換会を実施</p> <p>・全市のみ及び圏域毎の情報交換会では出された意見等について、後日全て情報共有</p> <p>③事業主体:県</p> <p>④事業費:0千円</p>
31	鳥取県	<p>特になし</p>	<p>○地域づくりのためのアドバイザー派遣</p> <p>市町村における協議体、生活支援コーディネーター設置に向けた支援として、市町村にアドバイザー(公益社団法人さわやか福祉財団を想定)を派遣。</p> <p>[事業費]160千円</p>	<p>○生活支援コーディネーター養成研修</p> <p>年2回養成研修を実施。</p> <p>[事業費]490千円</p>	<p>○情報交換会の開催</p> <p>市町村の実施状況(時期、内容、料金等)の確認。県内外の先進事例の紹介(勉強会)</p> <p>[事業実施]県</p> <p>[事業費]なし</p> <p>※現状把握を兼ねる</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

		支援の分類			
No	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	広域調整
32	島根県	<p>(1)①介護予防評価・支援委員会 ②事業内容：市町村における総合事業に対する支援あり方を検討 ・各取り組みの全体調整及び情報共有委員会、部会を年2回ずつ開催 ③事業主体：島根県 ④事業費：670千円</p> <p>⑤委員：行政、医師会、歯科医師会、老人保健施設協会、訪問看護ステーション協会、介護支援専門員協会、理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会、栄養士会、歯科衛生士会、地域包括支援センター連絡会</p>		<p>(1)①生活支援コーディネーター事業 ②事業内容：生活支援コーディネーターの養成研修 ③事業主体：島根県 ④事業費：691千円 ⑤対象者：生活支援コーディネーター(予定者)のほか、行政・包括職員、協議体委員、地域住民などコーディネーターと協働した取り組みが求められる者</p> <p>(2)①介護予防推進研修会【1】 ②事業内容：先進地自治体の取組紹介、グループワーク等 ③事業主体：島根県 ④事業費：1,073千円(③を含む) ⑤対象者：市町村職員等</p> <p>(3)①介護予防推進研修会【2】 ②事業内容：住民の動機付けや住民運営の通いの場の展開方法などの紹介 ③事業主体：島根県 ④事業費：1,073千円(②を含む) ⑤対象者：市町村職員等</p> <p>(5)①地域リハビリテーション推進に向けた研修会 ②事業内容：リハビリ専門職と市町村担当者の合同研修 ③事業主体：3士会(OT・PT・ST)委託 ④事業費：527千円(④を含む) ⑤対象者：市町村職員、リハビリ専門職</p>	<p>(1)①情報交換会 ②事業内容：県内の市町村担当者を集め、総合事業の移行等に関する情報交換や先進自治体の担当者によるセミナーを実施する。 ③事業主体：島根県(直接実施) ④事業費：1,073千円(左記の(2)、(3)を含む)</p>
33	岡山県				
34	広島県	<p>(1)①地域包括ケアシステム・総合事業等研修 ②事業内容：市町村職員、地域包括支援センター職員等を対象とした研修会 ③事業主体：広島県 ④事業費：既定経費から支出</p>	<p>(1)①生活支援コーディネーター指導者養成中央研修修了者市町村派遣事業 ②事業内容：生活支援コーディネーター指導者養成中央研修修了者を市町村に派遣し、市町における生活支援体制整備のため、助言、指導及び援助を行う。 ③事業主体：広島県及び広島県地域包括ケア推進センター ④事業費：63,000千円(全事業合算)</p> <p>(2)①広島県地域包括ケア推進センター運営事業 ②事業内容：地域包括ケアシステムの構築に向け、市町等への専門職派遣等の事業を実施。県保健所、県本庁と一体となった市町支援を行っており、総合事業に関する支援を含む。</p>	<p>(1)①生活支援コーディネーター養成事業 ②事業内容：生活支援コーディネーター養成研修1回(2日間)開催 ③事業主体：広島県及び広島県地域包括ケア推進センター ④事業費：63,000千円(全事業合算) ⑤対象者：(1)生活支援コーディネーターに選任された者、(2)生活支援コーディネーターに選任される予定の者、(3)生活支援体制整備事業担当の市町村職員</p> <p>(3)①地域づくりによる介護予防推進支援事業 ②事業内容：地域づくりによる介護予防推進支援研修会2回開催 ③事業主体：広島県 ④事業費：63,000千円(全事業合算) ⑤対象者：地域リハビリテーション等専門職、市町及び保健所職員</p>	

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

No	都道府県	支援の分類			
		全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	
34	広島県	<p>③事業主体:県(法人へ委託) ④事業費:63,000千円(センター職員人件費等事務局費を含む。)</p> <p>(3)①地域づくりによる介護予防推進支援事業 ②事業内容:住民運営の通いの場の創設・拡充のための地域診断及び戦略策定支援。広域及び広島県密着アトハイザーの市町派遣等による助言 ③実施主体:広島県 ④事業費:63,000千円(全事業合算)</p>	<p>特になし</p>	<p>人材育成・人材確保</p>	<p>広域調整</p>
35	山口県	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	<p>(2)①地域づくりによる介護予防推進支援事業 ②事業内容:住民運営の通いの場の充実に取り組み市町職員等を対象とした研修等を実施 ③事業主体:県 ④事業費:433千円 ⑤対象者:市町介護予防担当職員、リハビリ専門職</p> <p>(4)①新しい総合事業へ向けた訪問型サービス従事者養成研修 ②事業内容:ホームヘルパー3級程度の人材育成研修を通じて新しい総合事業における生活支援の担い手を確保 ③事業主体:公益財団法人介護労働安定センターに委託(予定) ④事業費:1,680千円 ⑤対象者:新たに生活支援サービス事業に従事する予定の者 (5)①生活支援コーディネーター養成研修 ②市町が配置する生活支援コーディネーターの養成を目的とした研修を実施 ③実施主体:公益財団法人さわやか福祉財団へ委託(予定) ④事業費:510千円 ⑤対象者:市町から推薦を受けた者</p>	<p>※新しい総合事業への移行検討会の場を活用し、県国保連と市町(保険者)による情報交換等を実施</p>
36	徳島県	<p>①徳島県地域包括ケア推進会議生活支援部会 ②事業内容:市町村・関係団体からなる会議を開催し、生活支援の充実に向けた取組を支援する。 ③実施主体:県直営 ④事業費:1,700千円(推進会議全体予算額)</p>	<p>①適宜、助言や好事例等の情報提供を行う。 ②実施主体:県直営 ④事業費:0千円</p>	<p>①生活支援コーディネーター養成研修 ②事業内容:生活支援コーディネーターの養成研修を開催する。 ③実施主体:県直営 ④事業費:500千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者)、市町村職員、包括職員、社協職員、その他関係者</p>	<p>①新地域支援事業研修会(未定) ②事業内容(案):移行市町村による事例発表や意見交換等を実施する。 ③実施主体:県直営 ④事業費:0千円</p>
37	香川県	<p>①市町担当課長会議 ②事業内容:各市町の取組状況の情報共有等 ③事業主体:県 ④事業費:0千円 ⑤構成員:県、市町</p>	<p>①Q&Aのとおりまとめ(予定) ②事業内容:県でとりまとめた質疑応答について情報共有を行う ③事業主体:県 ④事業費:0千円</p>	<p>①生活支援コーディネーター養成事業 ②事業内容:【1】生活支援コーディネーター養成研修(県実施)【2】生活支援コーディネーターの指導者養成研修(中央研修への派遣) ③事業主体:県(直営) ④事業費:306千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(候補者を含む。)</p>	<p>【再掲】 ①市町担当課長会議 ②事業内容:各市町の取組状況の情報共有等 ③事業主体:県 ④事業費:0千円 ⑤構成員:県、市町</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

		支援の分類			
No	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	広域調整
38	愛媛県	特になし	①講師派遣 ②市町及び関係団体が研修会、勉強会等を開催する場合には講師派遣依頼があれば対応する。 ③県 ④1,554千円(全事業合算)	(1)①地域包括ケア実践研修 ②生活支援コーディネーター養成研修を地方局単位で各1回(計3回)実施する。 ③県 ④1,554千円(全事業合算) ⑤市町担当者、地域包括支援センター職員 各50名程度(計150名程度)	①新しい総合事業に向けた検討会 ②市町にアテンドして事業の進捗状況を把握し、今後必要と思われる研修を地方局単位で各2回(計6回)実施する。 ③県 ④1,554千円(全事業合算) ⑤市町担当者、地域包括支援センター職員、地方局職員 各50名程度(計300名程度)
39	高知県	特になし	①①相談支援事業 ②事業内容:全市町村を対象としたセミナーの開催や、圏域ごとに必要なアドバイザーの派遣を行う。 ③事業主体:直営 ④事業費:971千円	(1)①生活支援コーディネーター養成事業 ②事業内容:生活支援コーディネーターの養成研修 研修2日間 各50名程度、計100人程度 ③事業主体:社会福祉法人 高知県社会福祉協議会に委託 ④事業費:431千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター(予定者含む)のほか、行政・包括職員 (2)①指導者養成研修(中央研修) ②事業内容:国が実施する生活支援コーディネーター指導者養成研修 2名参加予定 ③事業主体:直営 ④事業費:154千円 ⑤対象者:指導予定者 (3)①リハビリテーション専門職等の派遣体制整備事業 ②事業内容:地域活動や地域ケア会議へのリハビリ専門職の派遣にあたって必要な知識を習得するための人材育成の支援を行う。 ③実施主体:補助 ④事業費:1,671千円 ⑤対象者:高知県リハビリテーション職能三団体協議会	(1)①福祉保健所意見交換会 ②事業内容:保健所単位での意見交換 ③事業主体:直営 ④事業費:0千円
40	福岡県	○市町村にける総合事業に対する支援のあり方を検討する会議等は設置していない。 ○県において全体調整を図る組織として、平成27年4月に保健医療介護部に高齢者地域包括ケア推進課を設置。	○地域支援事業の実施・準備等状況調査 全市町村を対象に、地域支援事業の実施(予定)時期、実施方法(委託の場合委託先)、基準等について年4回調査を実施し、全市町村に集計結果を送付して、情報を共有。 ○上記調査結果を全市町村に送付することにより、取り組みが進んでいる市町村の状況把握等情報の共有を図る等の支援を実施 ○それを踏まえた市町村からの相談に対し、随時助言等を実施	○生活支援ボランティア等養成事業 (1)生活支援コーディネーターの養成 ①国が作成したカリキュラム、テキストに準じて、養成研修を実施(延べ2日間×2回) ②県が直接実施 ③9937千円 ④対象者:生活支援コーディネーター(候補者)及び全市町村担当課長(一部の講義) (2)生活支援ボランティアの養成 ①生活支援サポーターを地域で担うボランティアの養成研修を実施(県内4地区×2回) ②委託により実施 ③2,604千円 ④一般県民 ○市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした総合事業や地域ケア会議、在宅医療・介護医療介護連携などについて、先進自治体の担当者等を講師とする研修会を開催	○H27年度に引き続き、総合事業未実施市町村に列する個別にアテンドを実施し、他市町村の情報等を提供する。 ○H28年度は、県内9ヶ所に設置した保健福祉県境事務所ごとに管内の市町村の担当課長等を集めて、情報交換会を実施する予定

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

No	都道府県	支援の分類			
		全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言	人材育成・人材確保	
41	佐賀県	<p>正式な会議等は設置していない。</p> <p>平成27年度は、国や社協、民間と共同で4回研修会や勉強会を実施した。</p>	<p>必要に応じて対応する。</p>	<p>①生活支援コーディネーター養成研修 ②事業内容:生活支援コーディネーター養成研修を行う。 ③実施主体:県 ④事業費:100千円 ⑤対象者:生活支援コーディネーター候補者、協議体候補者 ※行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会)</p>	<p>必要に応じて対応する。</p>
42	長崎県	<p>(1)上記委員会等の部会 ①総合調整部会 ②市町支援において必要な項目についての検討を行う。年5回計画(必要時に開催) ③主体:事務局は長崎県長寿社会課 ④事業費:5,344千円(介護予防事業全体) ⑤委員:医師、歯科医師、PT、OT等6名</p>	<p>事業化はしておらず、通常業務の中で対応。</p>	<p>(1)介護予防事業関係 内容:総合事業の早期移行推進のため、講演及び県内外の移行済み市町村からの事例報告、グループワーク等を行う。 主体:長崎県長寿社会課 (2)生活支援関係 ①生活支援コーディネーター養成研修 内容:生活支援コーディネーターの養成 主体:長崎県長寿社会課 事業費:1,364千円 ②地域助け合いづくり事業(地域こまらん隊養成) 内容:元気高齢者等による自治会レベルでの生活支援体制・地域助け合いづくりを推進するため、自治会5地区区程度を選定し、隊結成までを支援 主体:長崎県長寿社会課 事業費:3,600千円 (3)地域リハ関係 ①地域包括ケアに資する地域リハビリテーション専門職認定研修事業 内容:介護予防事業及び地域ケア会議等の市町や地域包括支援センターが行う事業、会議において、住民の方々への生活支援に活かせる助言等を行える理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成する。 主体:ナガサキリハビリテーションネットワークに委託 事業費:1,149千円</p>	<p>長崎県地域リハビリテーション広域支援センター連絡会議・保健所地域リハビリテーション支援体制整備事業担当者合同会議 内容:地域リハに従事する保健所担当者と各圏域の地域リハ広域支援センター職員が県内の地域リハビリテーション支援体制に関する情報を共有する。 主体:長崎県長寿社会課、長崎県地域リハビリテーション広域支援センター連絡会議 事業費:5,344千円(介護予防事業全体)</p>
43	熊本県	<p>(1)市町村介護予防事業評価支援会議 ②市町村が行う介護予防事業の評価支援のため に必要な事項について検討を実施 ③県 ④0円 ⑤地域リハビリテーション支援センター等</p>	<p>①市町村への調査 ②各市町村の実施状況及び課題等を把握するため、調査票を各市町村へ送付 ③県 ④0円 ⑤地域リハビリテーション支援センター等</p>	<p>(1)介護予防・生活支援コーディネーター養成研修 内容:生活支援コーディネーターの養成 主体:長崎県長寿社会課 事業費:1,364千円 ②地域助け合いづくり事業(地域こまらん隊養成) 内容:元気高齢者等による自治会レベルでの生活支援体制・地域助け合いづくりを推進するため、自治会5地区区程度を選定し、隊結成までを支援 主体:長崎県長寿社会課 事業費:3,600千円 (3)地域リハ関係 ①地域包括ケアに資する地域リハビリテーション専門職認定研修事業 内容:介護予防事業及び地域ケア会議等の市町や地域包括支援センターが行う事業、会議において、住民の方々への生活支援に活かせる助言等を行える理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成する。 主体:ナガサキリハビリテーションネットワークに委託 事業費:1,149千円</p>	<p>①市町村への調査 ②各市町村の実施状況及び課題等を把握するため、調査票を各市町村へ送付 ③県 ④0円 ⑤地域リハビリテーション支援センター等</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

No	支援の分類		
	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言
			人育成・人材確保
			広域調整
43	熊本県	<p>①生活支援アドバイザー派遣</p> <p>②介護予防や生活支援のモデルとなる取組み等を行っているアドバイザーを、市町村へ3回程度派遣し、介護予防、生活支援の充実を図る</p> <p>③県</p> <p>④1,629千円</p> <p>⑤市町村、地域包括支援センター、地域リハ広域支援センター等</p>	<p>⑤コーディネーター（候補者含む）、市町村等</p> <p>④①市町村介護予防研修会</p> <p>②介護予防事業状況調査の分析結果報告、モデル事業成果報告等</p> <p>③県</p> <p>④6,796千円</p> <p>⑤市町村、地域包括支援センター、地域リハ広域支援センター等</p>
44	大分県	<p>①生活支援コーディネーター連絡会議</p> <p>②事業内容：各市町村の取組の充実に向け情報交換や研修を行う。(年4回)</p> <p>③直営</p> <p>④494千円(全事業合算)</p> <p>⑤各市町村担当者、生活支援コーディネーター</p>	<p>①生活支援コーディネーター養成研修</p> <p>②事業内容：生活支援コーディネーター養成研修を行う。2日間開催</p> <p>③直営</p> <p>④494千円(全事業合算)</p> <p>⑤対象者：生活支援コーディネーター(予定者)、行政・包括職員</p>
45	宮崎県	<p>①事業名称：市町村担当者会議</p> <p>②事業内容：毎月テーマを決めて開催する市町村担当者会議の中で、総合事業に係るテーマについても取り上げ、市町村の取り組み状況、課題等情報共有する。</p> <p>③事業主体：県</p> <p>④事業費：0千円</p> <p>⑤構成員等：県、市町村、関係団体等</p>	<p>1. (1)生活支援コーディネーター養成事業</p> <p>事業内容：生活支援コーディネーターの養成研修</p> <p>研修内容：コーディネーター養成カリキュラム、テキストを活用し、各市町村で配置を予定している人材の研修</p> <p>研修時期：平成28年10月17日～18日(1回/年)</p> <p>研修対象者：コーディネーター活動者(予定者を含む)、市町村担当職員、地域包括支援センター職員等</p> <p>(2)生活支援の提供の基盤整備(講演会の開催)</p> <p>ア 全県下で活動し、生活支援の担い手になり得る団体に対する普及啓発</p> <p>時期：平成28年8月1日(1回/年)</p> <p>対象者：事業主体団体(民間企業、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等)コーディネーター活動者、市町村担当職員、地域包括支援センター職員等</p> <p>内容：講演会(県内及び先進地市町村の事例紹介等普及啓発)</p> <p>イ 生活支援コーディネーター連絡会(ネットワーク化の構築に資する支援)</p> <p>内容：関係機関連絡会(県内生活支援コーディネーター間の情報共有)</p> <p>時期：平成28年10月(県内1地区で1回)</p> <p>対象者：平成27年度生活支援コーディネーター養成研修受講者、平成28年度養成研修受講予定者及びその他関係機関</p> <p>2. 事業主体：宮崎県社会福祉協議会に委託</p> <p>3. 事業費：1,327千円(医療介護総合確保基金)</p>

市町村の総合事業に対する都道府県による支援の取り組み状況について

支援の分類		支援の分類			
No	都道府県	全体調整・連絡会議等の設置	相談・助言		
			人育成・人材確保		
			広域調整		
46	鹿児島県	<p>かごしま地域づくり介護予防推進支援事業の一部として、以下を実施。</p> <p>(1)鹿児島県介護予防事業推進支援委員会 (2)事業内容：市町村の取組を推進するため、課題・対応、事業評価等について協議する。27年度は3回開催。 (3)事業主体：鹿児島県 (4)事業費：2,472千円 (5)①推進班会議 (6)②推進班会議 (7)③推進班会議 (8)④推進班会議 (9)⑤推進班会議</p> <p>(1)内容：委員会に、住民主体の介護予防活動、生活支援体制づくり、地域リハビリテーション活動活用、地域ケア会議活用の4推進班を置き、協議している。27年度は年4回開催。 (2)事業主体：4団体に委託 (3)事業費：2,472千円(かごしま地域づくり介護予防推進支援事業) (4)推進班員：(1)委員のうち13名で4推進班を構成。</p>	<p>(1)①県生活支援体制推進コーディネーターの配置。 (2)事業内容：生活支援コーディネーターへの指導・助言、相談対応。市町村が実施する生活支援の担い手となるボランティア等の育成に係る支援。 (3)事業主体：県社会福祉協議会に委託 (4)事業費：3,579千円(生活支援コーディネーター養成事業)</p>	<p>(1)①生活支援コーディネーター養成事業 (2)事業内容：生活支援コーディネーターの養成研修を行う。 研修1：初任者研修 1回(1日)、実践研修 1回(2日) 参加人数の詳細については未定。 (3)事業主体：県社会福祉協議会に委託 (4)事業費：3,579千円(生活支援コーディネーター養成事業) (5)対象者：生活支援コーディネーター(予定者)のほか、行政担当者。</p>	<p>(1)①エリア別会議、全体会議 (2)事業内容：地域支援事業制度構築上の課題や情報の共有を図る a:エリア別会議 県内9圏域で、域内の各振興局等、市町村、関係団体等と意見交換、情報共有を図る。 b:全体会議 エリア別会議の総括及び人口規模別分科会等で情報共有。 (3)事業主体： a:鹿児島県(各地域振興局・支庁等) b:鹿児島県(介護福祉課) (4)事業費：2,326千円(地域支援事業充実・強化支援事業) (5)① 情報交換会 (6)② 事業内容：生活支援コーディネーター同士のネットワーク構築を目的とした情報交換会の立ち上げ支援。 (7)③ 事業主体：県社会福祉協議会に委託 (8)④ 事業費：3,579千円(生活支援コーディネーター養成事業)</p>
47	沖縄県	<p>①事業名 (予定)生活支援コーディネーター研修検討会の設置 (2)回数(予定) (3)事業内容 中央研修を受講した指導者により、生活支援養成研修の内容等を検討する会合 (4)実施主体 県(直営) (5)事業費 200千円(報償費、費用弁償等)</p>	<p>① 事業名 研修会(総合事業に関する)の開催 (2)回数(予定) (3)事業内容 他府県で早期に総合事業に取り組んでいる自治体職員を招へいして、研修及び意見交換を行う (4)事業主体 県(直営) (5)事業費200千円(報償費、費用弁償等)</p>	<p>(1)①リハビリ専門職を活用した地域包括ケアシステム構築事業 (2)事業内容：保険者が行う地域支援事業に資する目的にリハビリ専門職の人材育成や、市町村職員向けへの研修等を行う (3)実施主体：沖縄県リハビリ専門職協会へ委託 (4)事業費 8,000千円(委託料) (5)対象者：リハビリ専門職、地域包括職員等 (6)①地域福祉推進コーディネーター事業 (7)②事業内容：地域資源の乏しい離島・過疎地域に対し、生活支援サービス事業開始に先立ち、その基盤整備を目的として補助を行う。補助対象市町村に対して、地域福祉推進コーディネーター養成研修、個別巡回指導、連絡会の開催、専門職団体による人材育成等の後方支援事業を実施。 (8)③事業主体：沖縄県社会福祉協議会に委託。 (9)④事業費：6,680千円(委託費) (10)⑤対象者：沖縄本島北部及び周辺離島、宮古・八重山諸島の内の6か所。</p>	なし

第3章 生活支援コーディネーター事業に関する調査研究

1 節 「生活支援コーディネーターヒアリング調査」の結果と考察

1) 生活支援コーディネーターヒアリング調査結果の比較

表にある生活支援コーディネーター（第1層）の調査結果は、都市と町村のそれぞれ5名、合計10名の生活支援コーディネーターを対象にした結果を一覧にしたものである。それをもとに5点にわたって結果と考察を加えておく。

①生活支援コーディネーターの配置と選ばれた理由

社会福祉協議会への委託が多くを占めている。全国的にも半数は社協所属となっている。ヒアリング調査の対象者が第1層の生活支援コーディネーターとして選ばれた理由としては、個別支援と地域福祉の両方の経験を持つこと（倉敷市・宝塚市など）、さらに管理業務などの従事についても考慮されている。地域包括支援センターへの委託においては、高齢者に限定しない支援の実績が評価されている例（滑川市）も重要な選択理由といえる。いずれにしても、相談支援と地域担当の両方の経験を有している人材が選択されている傾向にある。

②行政との関わり

行政との関わりについては、定期的な情報交換をはじめ、協議体開催の前後での協議（倉敷市）やそれを担保するための共同事務局方式の採用（宝塚市）などが1つの方法として注目できる。ヒアリング調査の対象機関では、もともと行政との連携が進んでいる地域ということもできる。行政という意味が担当部署にとどまらず、直営地域包括の両方を指しており、その点では地域包括との連携の課題が指摘されている例が見られている。また、行政の保健師との連携も、行政との関わりにおいて重要な課題といえる。地域包括支援センターと生活支援コーディネーターとの協働の方法は、一般的にそれぞれの地域のなかで選択されることになるが、地域ケア会議と協議体との関係なども大きな選択課題となっている。この点は、最後の提言において総合的な視点からコメントしておく。

なお、行政担当者がヒアリング調査に参加した事例からは、次のような行政における本事業への深い理解が示されていた。行政一般の判断としてはややもすると、形式重視の「協議会」を想定する傾向にあるが、ある行政担当者は、「生活支援コーディネーターが地域住民と出会う場が協議体である」との判断を示していた。

③第2層コーディネーター配置の状況と課題

第2層のコーディネーター配置では、都市では複数名での配置が採用されているのに対して、町村では第1層との兼務が多い。比較的人口規模の小さい茅野市（5.5万人）では、これまでのコミュニティソーシャルワーカーの配置の実績を踏まえて、それとの兼務では

表 3-1

表 生活支援コーデイネーター(第1層)の調査結果一覧

	都市					町村				
	倉敷市	宝塚市	調布市	茅野市	滑川市	三芳町	能登町	宮田村	中土佐町	本山町
人口	47.6万人	23.4万人	22.4万人	5.5万人	3.2万人	3.8万人	2.9万人	0.9万人	0.8万人	0.4万人
設置時期	2016.4.	2015.4.	2015.6.	2016.4.	2016.6.	2015.11.	2016.4.	2015.4.	2015.4.	2015.4.
委託先	社協	社協	公社	社協	地域包括/直営	社協	社協	社協	地域包括/直営	社協
協議体の設置時期	2015.10.	2016.4.	2015.7.	未設置	2016.6.	2016.7.	2016.11.	2016.1.	2015.4.	未設置
相談支援の経験	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり
地域担当の経験	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり
選ばれた理由	個別支援と地域福祉の両方の経験	個別支援と地域福祉の両方の経験	フォーマル・インフォーマルの両方で支援実績	管理的な業務経験・地区社協の把握	高齢者に限定しない地域包括での経験	地域活動の経験・介護保険にも熟達	地域活動の経験・介護保険にも熟達	社会福祉士等の資格・地元出身	地域情報の収集・発信のソフトスキル等の経験	高い組織化力・住民からの支持
行政との関わり	協議体前後での会議。保健師との協働。	行政と協議体の共同事務局を担当。	高齢者支援室との連絡。協働推進課との話し合い。	委託内容の協議と評価基準の明確化	直営包括として、動き方の合意形成に努力。	緊密な連絡。地区や各団体の説明への行政協力	地域包括(行政)と生活支援コマとの定例会(月1回)	週1回の定期的な打ち合わせ。	他行政部門の集落活動センター設置の調整。	地域ケア会議への参加。地域福祉活動への行政参加。
第2層生活支援コーデイネーター	2017年度に2名。2017年度に2名。第2層対応として1名追加。	第1層と兼ねる。第2層対応として1名追加。	2017年度に2名配置。その後2名追加。	10地区に10名配置(CSWを兼務)	第1層と兼ねる	行政の意向としては兼務。現在は未承諾。	4名の配置(社協業務との兼務)15公民館区への対応。	現在は第1層と兼ねる。将来的には住民コーデイネーターの配置。	第1層と兼ねる	第1層と兼ねる
課題	広域で回りきれない。社協の地区担当との役割分担	第1層と第2層とのつながり。生活支援活動の推進	事業が知られていない。関心が乏しい。	第2層の生活支援コーデイネーターの支援。協議体の設置。	町内会単位でないユニットが拾えない。事業の全体像が説明しにくい。	町や社協からの依頼という意識が根強い	生活支援コマと地域包括との連携。事業に対する理解が不足。	総合事業が前面に出すぎる。地域づくりの理解の醸成。	諸活動の高齢化による停滞。	認知症高齢者への理解の不足。見守りの強化。ミニデミーへの移動の問題
活動の成果	①地域包括との連携。②取材によるガイドブックの作成。③活動発表のフォーラム開催	①地域活動の実態調査。②住民協働の話し合いの場づくり。③啓発用のハンドブックの作成	①既存の活動の見える化。②住民の動機づけ	①CSWの実績を踏まえた生活支援コマの各地区配置。②地域診断シートを作成	①行政の限界についての住民の理解。②協議体のメンバーの動き出し	①実行委員会によるフォーラムの効果。②会合での反応の高まり	①協議体メンバーによる活動の共有化。②公民館区との接点	①組織内外での協力体制の確立。②外部講師の活用による方向性の確認	①活動の乏しい地区での介護予防の取り組み。②情報誌の発行による刺激。	①社協の体制整備。②住民自身の日常における介護予防の評価。
工夫や留意点	地域に教えるを立ち場。社会資源とこの情報共有	制度改正のための支え合いの仕組みづくりではない。地区担当フォーカスとの情報共有	既存の活動を巻き込まない。話し合いの受けとめ。地域の時間に合わせてる。	CSWの地域支援業務との融合。地域住民のネットワークづくりの支援	仲間を増やす。行政主体にならないように。地区間の競争の醸成	活動を褒めて、他地区に宣伝する。協議体から行政への要望をあげる。	取り掛かりながら、問題を知る。生活支援コマが主導しない。	協議体欠席者へのフォロー。記録の作成。近隣市町村の生活支援コマとの情報交換	あつたかふれあいセンターの集い等への参加による把握。記録メモの作成。	生活支援コマと名乗らない。高齢者に限定しない。地域支援を重視。

(注)調査時期は、2016年6～12月。調査対象機関としては、合計14か所であるが、調査方法の関係で4か所を含めていない。協議体の設置時期は、第1層の設置。生活支援コ:生活支援コーデイネーター。

あるが、第2層の生活支援コーディネーターが10名の配置となっている。また、能登町(2.9万人)においても、社協業務との兼務であるが、4名の生活支援コーディネーターを第2層に配置している。前者の茅野市については以下の事例分析で、その背景に触れておく。

生活支援コーディネーターの取り組みを通して見えてきた課題は、大きく分けて次の3点となっている。第1は、人口規模の大きい都市では、第1層と第2層とのつながりに関する課題が指摘されている。第2の課題は、本事業についての理解が地域において進まず、取り組みの困難さに結びついている点がある。第3は、地域住民の活動意識の醸成と地域づくりの展開に関する課題である。後者の2つの課題も、実は第1の課題と結びついている。つまり、住民の実際の活動となると、第1層の全市町村レベルではなく、地区ごとの取り組みとなり、その意味では第1層と第2層のつながりの問題としてみることもできるのである。課題の記載のなかには、町内会単位でないとニーズが拾えないという指摘(滑川市)や社協の地区担当との連携の指摘(倉敷市)が示すように、小地域福祉との関係をどのように形成するかが、後者の2つの課題の解決からも重要となる。

なお、事業の理解が進まない背景には、事業全体の説明のしにくさがある。この点における行政の責任の指摘がみられる(滑川市)。行政のグランドデザインの提示や主導性が発揮されないと、生活支援コーディネーターの事業展開に制約が生じることになる。

④活動の成果

活動の成果としては、大きく分けると、次の4点となる。

第1は、協議体づくりも含め、地域住民等への啓発に関する成果である。そのための取り組みとして、市民向けフォーラムの開催(新しい地域支援事業についての周知、住民意識の喚起、生活支援コーディネーターや協議体のお披露目、地域活動団体の紹介、アンケートによる担い手の発掘等)があげられている。三芳町で開催されたフォーラムは、実行委員会方式で実施されたもので、そのプロセスは貴重な協議体づくりともなった。

第2は、組織内外での協力体制の確立に相当する成果である(宮田村他)。小規模な町村においては、生活支援コーディネーターの社協配置により社協事務局組織の強化が進み(本山町)、その面での小地域福祉等の展開が進展している。これまでのサロン、つどい場への訪問や諸活動間のネットワークづくりもこうした成果といえるものである。能登町では、これまで未着手であった15公民館区での地域福祉の取り組みにも手掛かりができていた点は大きな成果となっている。

第3には、既存の地域活動の見える化が進み(調布市)、それらの活動への自信や評価がガイドブックの作成(倉敷市)や情報誌の発行(中土佐町)を通して進展した点である。社会資源リスト・ガイドブックの作成、配布は、同時に地域資源の実態調査(宝塚市)と専門職や住民への周知、発掘した資源の見える化へと結びつく。茅野市での地域診断シート作成も、同様の視点をもつものである。

第4は、協議体方式での参加意識の醸成における手応えである。協議体での住民の反応

が高まり（三芳町）、活動の乏しい地区での介護予防活動の取り組み（中土佐町）などの実績に結びついている成果である。第 3 に指摘した見える化による協議体メンバーの共有が進むことがその条件となっている（能登町）。

⑤生活支援コーディネーターによる工夫や留意点

上記の成果を生み出すための工夫や留意点としては、いくつかの指摘がみられる。第 1 に、地域の主体性を尊重した取り組みである。地域住民への係り方において、行政や社協からの押しつけとならないように、言葉に注意している点に言及がみられる。生活支援コーディネーターと名乗らない（本山町）という工夫も見られた。住民のやる気が一番大事。既存のものを大切に、壊さないことに気をつけている（調布市）。高齢関係の話に限らず、何の相談でも受ける。声がかかれば、どこでも行く。自分で対応できないものは、該当する部署等にきちんとつなぐ。地域の人からの話をいったん受けとめる努力が行われている。また地域の人の生活の時間に合わせるなどの工夫もなされている（調布市）。

第 2 には、住民説明会等のときに、地区別のなるべく細かい状況・将来の見通し等のほか、行政の限界なども正直に伝えるように意識する（滑川市）。住民が、行政に、社協に頼まれたからという意識を持つことが多いこと（三芳町）から、自分達の問題として意識するように持っていき、場合によっては住民にも危機感を持ってもらう。地区別の高齢化率や、ニーズ調査の数字などを用い、目に見える形で地区・町内間の競争意識を刺激するように仕向けている（滑川市）の強調も留意点として注目しておきたい。

第 3 に、生活支援コーディネーターの孤立化を防止する取り組みである。小規模の町村においては、生活支援コーディネーターの横のつながりをつくるため、近隣市町村の生活支援コーディネーターと定期的に情報交換会を開催する取り組み（宮田村）に注目しておきたい。協働できる専門家との連携や仲間づくりとして、地域包括支援センターやケアマネジャーの意識を変えるのが重要という指摘が見られている。高知県の中土佐町では、県の独自事業である「あったかふれあいセンター」に配置されている地域福祉コーディネーターとの連携により、活動の孤立が避けられている。

第 4 に、記録化も工夫の 1 つとして注目しておきたい。地域の自発的な取り組み等についての成果などの記録メモの作成についても言及されている（中土佐町・宮田村）。いろいろな人の「どんな町にしたいか」「関心は」をメモにして活かす必要がある（三芳町）。また、こうしたことを重視した結果、中土佐町的生活支援コーディネーターは、地域の情報を収集・発信するソフト会社の出身者が選ばれている。

2）生活支援コーディネーターヒアリング調査の事例分析

ヒアリング調査においては、先の比較表に盛り込めなかった質問項目で重要なものが、生活支援コーディネーターになって以降の活動プロセスに関するものである。この点については宮田村の事例を紹介しておく。もう 1 つは、第 1 層と第 2 層の生活支援コーディネ

ーターの関係についても先の比較表では十分に考察できていない。そこで茅野市の事例分析を試みる。

なお、両者の事例分析に関する総合的な考察は、第4章のなかで触れる。

(1) 宮田村の生活支援コーディネーターの活動プロセスと今後の展望

1. 活動プロセス

- ①長野県下で、いち早く生活支援コーディネーターの設置を行政福祉課が判断し、2015年4月1日に社協に1名を設置した。総合事業の実施の前に、まずは体制整備が必要であるとの認識が行政にあったもので、地域福祉を担う社協を専門職（社会福祉士等）の配置で強化する必要性から社協への委託が実施された。当時の社協には、ケアマネジャー（介護福祉士）はいるものの、社会福祉士の有資格者がいない状況にあった。
- ②生活支援の体制整備の計画的な実施のために、1つは週1回の行政の担当と生活支援コーディネーターとの話し合いの実現と、もう1つは、県がアドバイザー派遣事業を実施していないこともあって、全国コミュニティライフサポートセンター（以下、CLC）の支援を確保した。後者の協力によって、計画的な学習・講演会の実施が実現することで、「要支援切り」ではないことの理解が地域住民のなかで進むことになった。また、CLCが提示する既存の自然な取り組みの発見を目指す「お宝さがし」の意味の理解も進展することになり、協議体の準備会での作業課題が明確となった。なお、準備会が定例的に開催されるなか、住民だけではなく、事業所も参加を確保したことで、事業所が住民の支え合いを知る貴重な機会となった。
- ③ていねいな準備会を踏まえ、要綱を作らない方針のもと、2016年2月に協議体を発足させている。11区長の全員が参加するなど、参加メンバーが増えることとなった。第3回の協議体（2016年6月）には、「お宝さがし」の実践を行った。その成果を踏まえて、2016年度はCLCに生活支援体制整備の支援事業を委託し、計画的に「地域支え合いを考えるつどい」を開催する支援を得ることとした。また、元福祉課保健師が定年後に、サブ生活支援コーディネーターとして配置される。保健師の視点から、「お宝さがし」を評価している。2017年2月には、地域支え合い（「お宝さがし」）の発表会を開催している。

2. 今後の展望

- ①小規模自治体ではあるが、第1層にとどまらず、第2層の構想をもつ。11地区が地域支え合いの単位との判断から、各地区における「地域支え合い推進員（住民コーディネーター）」の設置を目指しつつ、第2層の協議体を目指す。
- ②12か所の高齢者支え合い拠点施設（村の補助）において、ミニデイや椅子体操を実施しているが、ミニデイ（村の単独補助、月1～2回）は社協の事業というイメージが残って

いることもあり、住民の主体的な運営には至っていない。「お宝さがし」を通じて、自然と第2層（地域支え合い推進員）の役割が認識されつつある。

- ③社会福祉協議会の事務局組織の強化と今後の課題としては、地域福祉を担う総務課の組織的な基盤が脆弱である。生活支援コーディネーターの配置は大きな変化を与えているが、組織的な基盤強化には多くの課題が残る。現在社協職員として、介護担当も含め配置されている地域福祉コーディネーターの機能への期待がある。
- ④村は総合計画に取り組み、2015年4月からは、「みらい創造課」が設置されており、地域づくりとの接点を目指す観点から、同課との連携が庁内としても課題となっている。同課では、地方創生の補助金の活用を図りながら、移動販売や拠点などの取り組みを展望しているが、地域ニーズを踏まえたものとはなっていない課題がある。

（2）茅野市の生活支援コーディネーター配置の事例分析

1. 茅野市の地域福祉の展開

- ①生活保護、生活困窮以外の相談支援に関しては、市内に4カ所（東部、西部、中部、北部）設置している保健福祉サービスセンターが主な窓口となっている。保健福祉サービスセンターは、保健・医療・福祉が連携した総合施設であり、訪問看護事業所や通所・訪問介護事業所等を併設しているものもある。ヴィーナプラン（地域福祉計画）にもとづき、2000年に設置したものである。地域包括支援センターとして位置付けていた時期もあるが、2011年4月から市の地域福祉推進課に地域包括支援センターを移し、現在は保健福祉サービスセンターについては、地域包括支援センターのサブセンターとして位置付けている。フォーマルサービス（市職員中心）、インフォーマルサービス（社協職員中心）を含め、分野をまたいだ相談支援体制を構築している。
- ②現在、サービスセンターには、センター長、係長、保健師等、5～8人の行政職員（嘱託・臨時含む）と、2～3人の社協職員（コミュニティソーシャルワーカー兼第2層生活支援コーディネーター）を配置している。

2. コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの両機能の発揮

- ①第1層に1名の生活支援コーディネーターを配置するとともに、4つの保健福祉センターに、計10名の生活支援コーディネーター（第2層）が配置されている（3人×2センター+2人×2センター=10名）。
- ②これまでの6名のコミュニティソーシャルワーカーに4名を補強として、合計10名のコミュニティソーシャルワーカー=生活支援コーディネーターとした。これまで地域包括支援センター等の相談困難ケースの支援を中心としていたが、4名の増員と生活支援コーディネーター（地域支援）の役割が付加されたことで、地域福祉の推進の人材として整備されることになった。

③第 2 層の生活支援コーディネーターへのヒアリング調査からは、コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの役割関係、さらに社協における他の業務（日常生活自立支援事業や家計相談支援、法人後見など）との調整などの課題が示された。コミュニティソーシャルワーカーとしては、保健福祉センターの機能を担うことから専門的なサービスに結びつけ、相談支援の重要な役割を果たすとともに、生活支援コーディネーターとしては、より地域支援の機能を果たすことになり、同様に地域に配置されているコミュニティセンターとの連携が重要となる。地域とのつながりを進めるために、独居高齢者の訪問や地区社協の行事に参加するなどの取り組みが行われている。第 2 層の協議体づくりの明確な方針化がなされるなかで、体制整備のための役割がより明確になるといえる。

2節 自治体による生活支援コーディネーター事業の展開

1) 倉敷市

地域づくりを応援 「つなぐ専門職」としての生活支援コーディネーター

(1) 倉敷市の現状と生活支援コーディネーターの配置の考え方

～地域づくりを応援する生活支援コーディネーターの配置～

倉敷市は、現在、人口約 48 万人で高齢化率は全国並みの 26%であるが、平成 37 年（2025 年）に向け、75 歳以上の急激な増加等、高齢化の進展が見込まれることから、健康寿命の延伸、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築が求められている。

このような状況も踏まえて、高齢者の方々がこれまでの知識や経験等を活かし、元気で活躍できる地域づくりを進めるために、平成 28 年 4 月から地域づくりの応援者として社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを 1 名配置している。

それに先立ち地域づくりを進める協議の場として、高齢者活躍推進地域づくりネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置し、平成 27 年 10 月から話し合いを進めている。生活支援コーディネーターはもちろんのこと、社会福祉協議会の担当者、市内 25 カ所の地域包括支援センターのうち 2 カ所の担当者、シルバー人材センター、老人クラブに加えて、地域づくりや高齢者の社会参加・介護予防に関係する庁内の部署である、保健所健康づくり課、市民活動推進課、生涯学習課、スポーツ振興課のそれぞれの担当者が参加し、健康長寿課が事務局をつとめる。（シルバー人材センターと老人クラブは平成 28 年 9 月からメンバーとして追加）

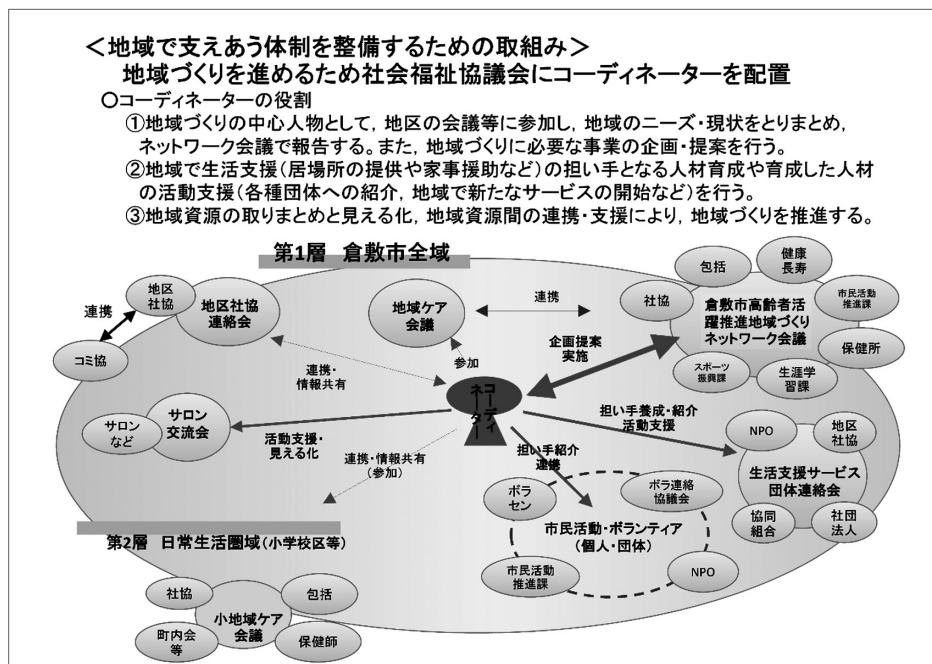


図 3-1 地域で支えあう体制を整備するための取組み（提供：倉敷市）

さらに、市では、地域の実情や課題の共有を図りつつ、解決に向けて話し合う地域ケア会議については、国の法定化に先立ち平成19年度から、医師、歯科医師、薬剤師、愛育委員、栄養委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど幅広い関係者の協力を得ながら、「地域ケア会議」（市内4行政区で実施）－「小地域ケア会議」（基本的に小学校区（58の小学校区）で実施）－「ミニ地域ケア会議」（個別ケースの検討）の3層構造で推進してきたところ。この地域づくりを進める上での素地となる会議を最大限活かす観点から、生活支援コーディネーターはこれらの会議に積極的に参加等している。

なお、総合事業については、平成28年3月から現行相当サービスで移行し、その後短期集中予防サービスをモデル実施するなど自立支援に資する取組を強化している。

（2） 地域づくりを進める上での生活支援コーディネーターの役割

～生活支援コーディネーターは「つなぐ専門職」として暮らしの専門家である地域住民の方々に全力で応援～

倉敷市の生活支援コーディネーターについては、30代の男性が社会福祉士の専門性を活かしつつ、「つなぐ専門職」として、人と人をつなぐ、人と情報をつなぐ、心と心をつなぐといったことを意識しながら、地域を動きまわり、活躍している。

配置に際して、コーディネーターが地域で活動しやすくするとともに、その活動の成果を対外的にアピールできるように、①通いの場ガイドブックの作成、②支え合いのまちづくりフォーラムの開催、③サロン交流会の開催という3つの業務を平成28年度実施すべきものとして、市として明確に位置付けた。

これらの具体的な業務を持った生活支援コーディネーターについては、まず、地域の取組を知るとともに、地域の方々に自分自身のことや生活支援コーディネーターの役割等を知ってもらうために、地域を歩き回っている。「『地域の宝物探し』にご協力をお願いします！」という名刺がわりのチラシを持ち歩き、地域のことを教えてもらうという姿勢を明確にしながら地域の方々と向き合っており、生活支援コーディネーター自身も「地域の人たちは、暮らしの専門家です。地域の将来への期待も危機感も持ちながら、地域をよくしていこうと考えておられます。私たちは、そこから学ぶことばかりです。」と語っている。

生活支援コーディネーターの「地域の宝物探し」にご協力をお願いします！

生活支援コーディネーターってどんな人？
どんな役割をしてくれるの？

生活支援コーディネーターは、別名「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、「地域で暮らす方」と、「支援する人やサービス」をつなぐ専門職です。地域にはたくさんの方々の思い手がおられ、地域の課題に即した「手作りの福祉活動」が数多くあります。まずはコーディネーターとして地域の福祉の「宝物」を探し出し、その情報をたくさんの方に分かりやすく伝えていく役割を担っています！

※生活支援コーディネーターは、地域住民相互の支え合い活動、地域づくりを推進することを目的に平成28年度より倉敷市の委託を受けた職員です。

コーディネーターはこれからこんなことに取り組みます！

チェック・その1 地域を広くくまなく見回り！
地域の素晴らしい支援活動や居場所等の情報を多くの方が「目に見えない」「伝わりがわるい」「活用できる」ように発信します！

チェック・その2 元気な地域を支える新しい手を養成！
地域のなかで、課題が解決できるように、みんなで必要な支援を考え、地域を支える担い手を養成します！

ご存知ですか？
「倉敷市高齢者活躍推進地域づくりネットワーク会議」倉敷市が主体となり、生活支援コーディネーターや高齢者の健康づくり・生きがいづくりを支援する委員が参加する、定期的な情報共有・しくみづくりの場です。生活支援コーディネーターが把握した地域の宝はこの会議でも大活躍の場となります。

図 3-2 「名刺がわりに持ち歩く」生活支援コーディネーターの暮らし

【くらしき「通いの場ガイドブック」の作成】

くらしき「通いの場ガイドブック」については、介護予防にもつながる社会参加を進める上で、サロンなど通いの場が地域の身近な場所にあることが重要であるが、市と社会福祉協議会等の関係者の間で話をしてみても、市が支援しているサロンの箇所数はわかるが、それも含めて市内でどの程度の通いの場があるのか、また、その活動内容はどのようなものが把握・整理されておらず、現状を調べ、見える化する必要があるとの問題意識から生活支援コーディネーターの業務の一つとした。

生活支援コーディネーターは、徹底した現場取材等を行い、ガイドブックを一年かけて作成した。その内容としては、通いの場の意義、必要性、市内の好事例、市内の通いの場のマップ、新たに開設したい場合の進め方、手順、設立、運営に対する行政等からの支援策などを盛り込んでいる。



図 3-3

(参考) くらしき「通いの場」ガイドブック
<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/30653.htm>

このガイドブックについては、①通いの場を現在運営している方に市内の他の好事例をお示しすることを通じてその取組内容を充実させる、②通いの場を新たにはじめたい人についてどのような手順を進めれば良いか、どのような行政からの支援が得られるのかといったことを記載することを通じて立ち上げを支援する、③通いの場に新たに参加したい人について、自分の住む地域のどこにどのような通いの場があるのかをマップ等で示すことで御本人が適切な通いの場を見つけ出しやすくするなどさまざまな面で役立つものだと考えており、有効活用し、介護予防にもつながる通いの場への参加等の機運をこれまで以上に地域の中で高めていきたいと考えている。

くらしき「通いの場」ガイドブックの作成を通じ、これまで 200 カ所程度しか把握でき

ていなかったサロン等の通いの場が市内に 430 カ所あることが明らかになった。その内容も、①社会福祉協議会の生活・介護支援サポーター養成講座（困ったときに支え合える協力者を養成する講座）の受講者が自宅を開放し家族や地域の方の手助けを得ながら、認知症予防のため学習や歌、紙芝居等の読み聞かせに取り組む、②呉服屋の玄関を使って地域包括支援センターの協力を得ながら毎週いきいき百歳体操を行うとともに体操が苦手な人のために同じ会場で月一回おやつ作りや脳トレなどを行う、③男性が多く集い、男の居場所として自分の奥さんや近所の高齢者に料理を振る舞うとともにラジオ体操（子ども会支援）や子どもや高齢者の見守り活動も行う、など多様であることが分かった。

この取材を通じて、生活支援コーディネーターの顔を知ってもらうことができ、その後、地域住民の方々からいろんな活動に呼んでもらい、芋づる式に地域の良い取組、好事例を知るきっかけにもなった。

【サロン交流会】

次にサロン交流会については、サロン代表者等を対象に、これまでも社会福祉協議会が各地区単位（市内 6 カ所）でサロン活動の充実を目的に実施してきたが、市としてサロン等の通いの場が健康寿命の延伸や介護予防の観点から大変重要であるという認識をベースに、平成 28 年度から生活支援コーディネーターの業務の一つと位置付け、生活支援コーディネーターが中心となって企画立案し、市内全体で統一性を持って実施するようにした。

具体的には、生活支援コーディネーターと市、社会福祉協議会が相談し、平成 28 年度は、運動と栄養を共通テーマとして、保健師さんの講話などを盛りこみ、参加したサロン代表者等が自分たちのサロンでいかせる実践的な内容とした。特に、前述のネットワーク会議を立ち上げたことにより、これまで関係性が薄かったスポーツ振興課所管のスポーツ振興財団の職員さんとのつながりができたため、サロン交流会に来ていただき、ラジオ体操の正しいやり方を教えてもらうということも実施した。また、グループワークを通じてそれぞれのサロンの代表者の方々に取組内容や効果、苦勞、課題などをお話いただいたところ、多くの会場で市が実施するサロンの支援制度（年間 3 万円）について、「申請書類が複雑で記入しにくい」、「求められる添付書類が多い」など意見をいただいた。このことから、平成 29 年度から添付書類を簡素化する等の見直しを市として実施し、施策の充実を図ることとしている。

【支え合いのまちづくりフォーラム】

市としては、前述のとおり、通いの場など地域の方々が積極的に関わっておられる活動を盛り上げ、健康寿命の延伸や支え合いのまちづくりの推進に役立てたいと考えている。その一つの手段として、地域の素晴らしい取組について、多くの方に知ってもらい、同様の取組を市内全体に横展開することが有効であるとの認識の下、活動の実践を行う当事者の方々が発表し、多くの方にその取組の内容や意義、効果などを知ってもらう場として、

年 2 回支え合いのまちづくりフォーラムを実施することとした。これについても地域づくりの応援者である生活支援コーディネーターを中心的に取り組んでもらっている。

第 1 回目は 8 月に実施し、基調講演、地域でサロンを実施する 3 人の方の発表と生活支援コーディネーターの活動紹介等を行った。第 2 回目は 3 月に実施し、前述のくらしき「通いの場」ガイドブックをお披露目するとともに、サロンの運営者などが自分たちの取組を発表する自慢大会として実施した。

また、フォーラムの会場では、ネットワーク会議のメンバーや地域のサロンの運営者が自分たちの活動紹介等をするためブースを設けるなど、地域づくりを行政等の関係者も組織や部署の垣根を越えて支援する雰囲気作りを行った。

当日はサロンの代表者など地域で熱心に活動されている方はもちろんのこと、老人クラブ、シルバー人材センター、医師、看護師、保健師などの専門職まで第 1 回目は約 250 人、第 2 回目は約 280 人に参加していただいた。

このフォーラムにおいて体操を実践する当事者の話を聞いて、地域で体操をはじめた方が複数おられるなど具体的な成果もではじめている。第 2 回目のフォーラムでは、第 1 回目のフォーラムを聞いて、いきいき百歳体操をはじめた老人クラブの活動も紹介したところである。

これらの業務について、それらを円滑に進め、地域づくりを進めていくためには、生活支援コーディネーターを市と社会福祉協議会が連携してバックアップして支えることが必要であることから、2 カ月に 1 回実施するネットワーク会議やネットワーク会議の前に生活支援コーディネーターも参加して実施している市と社会福祉協議会の間での事前打合せの中で、進捗状況等の情報共有を図りつつ、市のそのときどきの考えや思いを伝え、微調整をしながら、取り組みを進めてもらった。

これらの具体的な業務を推進し、また、日ごろから地域の活動に参加し、情報交換や意見交換等を行うことを通じて、生活支援コーディネーターの活動が浸透してくると、住民の方々が行う地域活動を効果的に進めるための「作戦会議」に呼ばれるケースも増えてきた。具体的には、例えば、3 世代交流のサロンを実施するお母さんたちが他地域でも 3 世代交流のサロンを行いたい、老人クラブの代表者がいきいき百歳体操を老人クラブの組織を使って広げたい、今後のさらなる高齢化に備えて、買い物や通院など高齢者の足の問題を解決に向けて、地域で外出支援の取組みを行いたいなどといった作戦会議に呼ばれ、その中でさまざまな地域の方々のニーズを聞き、生活支援コーディネーターが解決の一步となるアイデアを提供したりしている。

(3) 生活支援コーディネーターの今後の展開

～地域づくりを更に進め、地域共生社会の実現を目指す～

平成28年度は前述のように生活支援コーディネーターがサロンなど通いの場を中心に地域に積極的に出向き、地域の意欲的な方々とコミュニケーションを行うことで、地域づくりの応援者としての生活支援コーディネーターの名前と役割が定着するとともに、生活支援コーディネーターがアドバイス等をする中で、サロンの開設など地域づくりの具体的な動きにもつながった。

一方、生活支援コーディネーターの活動が浸透し、知名度があがるにつれて、会議への出席依頼や相談ごとが増えてきた。1名では地域の幅広いニーズにきめ細かに対応することは物理的に困難になってきている。

このことから、平成29年度は地域づくりの動きを更に進めるため、生活支援コーディネーターを2名増員し、3名とすることとしている。

これにより、市としては、生活支援コーディネーターの力を借りながら、国の地域共生社会の方向性も踏まえ、高齢者だけでなく全世代を対象とした地域づくりを進めていくことを予定している。具体的には、小学校区単位で実施されている地域ケア会議、地区社協、コミュニティ協議会などにおいて、「高齢者の問題」、「福祉の問題」といった年齢・分野に捉われることなく、地域の事柄について話し合い、活動し、地域の支え合いにつながって事例について生活支援コーディネーターの取材を通じて見える化を図っていく。また、社会参加や地域貢献を促す仕組みであるボランティアポイント制度について対象を現在の「65歳以上」から「40歳以上」に拡大し、地域の担い手を増やすとともに、生活支援コーディネーターが活動者と活動場所をマッチングすること等を通じて、地域の支え合いを強化していきたいと考えている。

2) 宝塚市

「サービスづくりでなく地域づくり」を支える生活支援コーディネーター

(1) 宝塚市の概要と現状

宝塚市は、人口 23 万 4 千人、高齢化率 26.2%で、兵庫県の南東部に位置し、歌劇のまちとして知られる。昭和 50 年代に大阪・神戸のベッドタウンとして人口が急増した。この時期に開発されたニュータウン地域は、高齢化率 40%を超えるオールドニュータウンとなり、階段や坂が多い利便性の悪い立地に加えて、特有の希薄な近隣関係もあり、様々な生活課題への対応が必要となっている。一方で、持ち家比率が高く定住志向が強いこともあって、市民のまちづくりへの意識は高く、様々な地域活動が展開されている。このような状況を受け、市では平成 27 年度から WHO の提唱するエイジフレンドリーシティ、高齢者にやさしいまちの実現に向けて、市民と協働した様々な取り組みを開始した。

また、平成 8 年、市内を 7 つのサービスブロック（以下地区と略す）に区分し、以後、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム、児童館、保育所等の社会資源は、この地区毎に整備されてきた。加えて、自治会や民生・児童委員協議会等の市民組織も 7 地区ごとにまとまりを作り、行政の地区割との整合が図られてきた。一方、平成 5 年度から行政からコミュニティ施策として、概ね小学校区を範囲とする「まちづくり協議会」（以下まち協と略す）の組織化を働きかけ、阪神・淡路震災の被災経験がこれを後押しして、平成 11 年には市内全域で 20 のまち協が組織された。以後、福祉活動のみならず、環境や文化、スポーツ・健康づくり等の活動に積極的に取り組まれている。

宝塚市社会福祉協議会（以下市社協と略す）でも、この動きに呼応して、平成 9 年度以後、地区毎に 7 つの社協地区センターを開設し、地区担当者（コミュニティワーカー）を配置して地域福祉活動の支援を行ってきた。現在では、すべてのまち協で、ふれあい交流や福祉学習、居場所づくり、見守り・支え合い等の福祉活動が、地域事情に合わせて展開されている。このまち協での活動を進める中で、見守りや支え合い等の生活支援活動は、顔の見える身近な範囲でやるほうがよいとの声が上がリ、平成 21 年度からは、より身近な自治会範囲での見守り・支え合い活動支援も行っている。これらのエリアでの支援に加えて、平成 11 年から地域の居場所としてのふれあいいいききサロン事業の普及にも力を入れてきた。現在では 140 を超えるサロンが、地域の実情に合わせて開催されており、このうち 65 ヶ所以上が週 1 回以上の頻度の活動となっている。

平成 23 年度からの市社協の第 5 次地域福祉推進計画では、重点プロジェクトとして①全市、②地区（サービスブロック）、③小学校区（まち協）、④自治会の 4 層のエリアを設定し、それぞれのエリアでの協議・協働の場づくりを推進してきた（図 3-4）。加えて、翌 24 年度からの宝塚市の第 2 期地域福祉計画にも、この 4 層構造の重点プロジェクトを、2025 年を見据えた住民主体の地域包括ケアの仕組み「宝塚市セーフティネットシステム」の核と位置付け、全ての市民が安心して生活できるまちづくりを進めているところである。

(2) 新しい総合事業への対応方針と生活支援コーディネーター配置の考え方

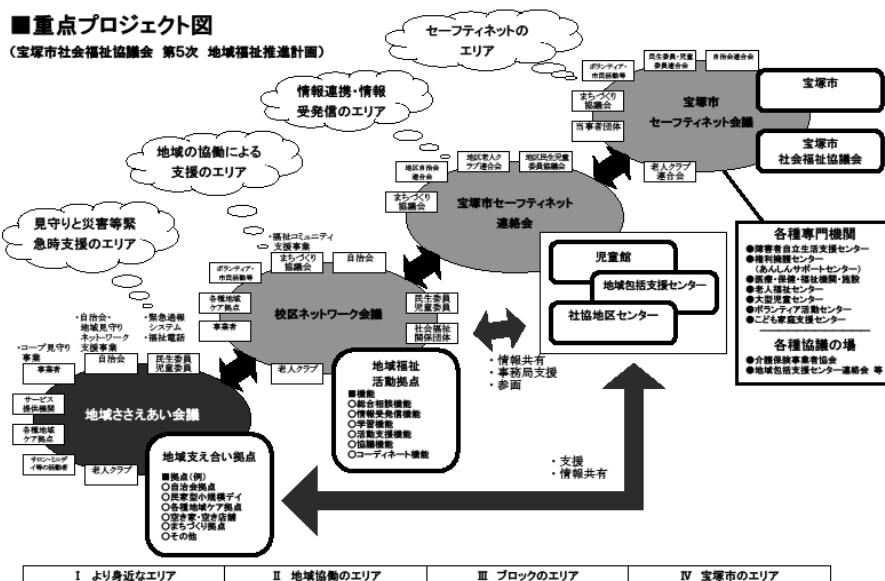


図 3-4 市社協 第5次地域福祉推進計画重点プロジェクト図

今回の介護保険制度改正の主旨は、介護サービス利用抑制のための安価なサービスづくりにあるのではなく、住み慣れた地域でこれまでの関係性を維持しながら、人としての尊厳を保って生活を送るという介護保険の理念を実現する地域づくりにある。その実現のためには、これまで市民を主体に、行政と市社協が協働して行ってきた福祉のまちづくりを、さらに推し進めていくことが重要である。このため、生活支援コーディネーターは市社協に配置し、市社協の地区担当者や地区ごとに各法人に委託されている地域包括支援センター等の専門職と連携・協働し、これまで進めてきた地域での活動支援を横につないで、強化していくことが求められる。平成27年度には第1層コーディネーターとして1名を配置（女性 地区担当、相談支援経験者）、28年度には第2層も含めた対応を進めるために1名を追加し、2名体制とした。今後の配置については、第2層を小学校区と設定するため、地区内の活動者からコーディネーターを養成する方向で準備を進めているところである。

また、協議体については、新たなものを作るのではなく、すでに活発に動いている既存の協議の場を、生活支援コーディネーターが有機的につないでいくのが現実的であり、住民への負担も少なく済む。第1層の協議体は、図3-4の重点プロジェクト図にある宝塚市のエリアの「宝塚市セーフティネット会議」を核にして28年度から協議を始めている。また、第2層は小学校区ごとで行われているまち協主催の「校区ネットワーク会議」を基盤に、地域事情に合わせて実施することとして地域への働きかけを始めている。

(3) 生活支援コーディネーター業務の実際

①地域活動の支援、資源開発

まず、生活支援ニーズに対応するための地域の資源の発見、確認の第一歩として、生活支援活動を行っているグループの実態を把握するため、平成27年6月に、①見守り活動を行っている自治会、②サロン・ミニデイサービス、③見守り・支え合い活動実施グループを対象に、具体的な生活支援活動の内容、対象者、活動エリア、活動に取り組む経過や課題等についての調査を実施した。調査結果から、地域の実情や活動グループの状況により、様々な活動の展開の仕方があることや、サロン活動が活発な地域は、サロン活動から見守りや生活支援の活動への展開がみられることが導き出された。(表3-2)

表3-2 宝塚市地区別支援活動一覧

H27.8月現在

地区	小学校区	人口	高齢化率	ふれあいサロン 開催		生活支援活動 内容				生活支援グループ
				月1回以上	週1回以上	見守り	買い物	ゴミ捨て	送迎	
1	仁川	14,441	27.53%	10	2	○	○			2
	高司	6,379	22.97%	2	0	○				1
	良元	8,519	25.34%	2	2	○	○		○	1
	光明	5,101	33.54%	4	2	○		○		1
	末成	7,432	31.51%	6	3		○			2
2	末広	6,371	24.63%	1	0			-		0
	西山	10,995	28.59%	5	1			-		0
	逆瀬台	8,865	42.57%	10	4	○		○	○	2
3	一小	20,512	24.88%	6	4	○	○			2
	すみれ	7,937	13.53%	1	0			○	○	1
	宝塚	17,848	24.06%	0	5	○		○	○	3
4	赤布	13,413	28.46%	0	6	○			○	2
	小浜	8,852	28.31%	1	1			-		0
	美座	7,947	25.00%	4	1			-		0
5	安倉Co	17,117	22.64%	3	8	○	○	○	○	4
	長尾Co	38,777	18.20%	5	9	○	○	○	○	12
6	中山台Co	13,752	34.10%	3	10	○	○	○	○	5
	山手台	7,518	15.56%	2	1			-		0
7	長尾台	9,279	31.75%	5	2	○	○			2
	西谷	2,721	38.44%	5	2	○	○		○	2

10月には調査対象グループを集めて懇談会を実施し、調査結果を共有するとともに、介護保険制度改正について学ぶ機会を持った。この懇談会から宝塚市生活支援活動グループ連絡会が発足し、活動をいかにすれば進めやすいか、その際にどのような支援が必要か、人材の養成・確保の方法等の検討を継続して行っている。調査の結果と連絡会での検討をもとに、地域活動につながる担い手養成講座のプログラム開発（活動見学会やフォローアップ研修）・実施や、地域事情、グループの状況によるさまざまな活動展開の事例を紹介した活動ハンドブック「ささえあうヒトビト」(図3-5)の作成、配布、活用を行っている。



図3-5 ささえあうヒトビト

②住民等に向けた啓発活動

第1弾として27年10月に社協理事・評議員、職員を対象に制度改正についての正しい理解を深める研修会を企画実施し、社協組織全体でこの問題に取り組むという体制固めを行った。続いて同じ10月に、市民を対象とした地域福祉懇談会「介護保険制度改正と地域のささえあい」を実施し、「サービスづくりでなく地域づくり」という制度の趣旨の理解を訴えた。28年度にも全市対象の講演会「支え合いの地域づくり 全国を訪ねてみて気づいたこと」を開催、地域の宝物（資源）を探すという内容で好評を得た。これらの全市を対象とした事業と並行して、まち協や自治会等の実際の活動単位となる会合や集まりの機会に、「ささえあうヒトビト」や「宝塚サロン・ミニデイマップ（図3-6 H29年1月発行）」等を活用した、身近な地域の活動紹介を入れた研修プログラムを、地区担当者や地域包括支援センターと協働して行い、実際の活動に結び付く働きかけを増やしている。また、28年7月には、地域包括支援センター職員やケアマネジャー、介護職員等の専門職を対象にした研修会を、宝塚市介護保険事業者協会との共催で開催し、制度改正への理解を深めるとともに、住民と協働する意味やその方法を専門職に向けて発信している。



③協議・協働の場づくり

第2層の協議体の基盤となる校区ネットワーク会議は、平成17年から地域での取り組み支援を進めてきた事業で、すでに17のまち協で実施されているが、開催頻度や内容については地域差が大きく、直ちに協議体としての機能を発揮することが見込めるところは多くない。ただ、全市向けのフォーラムや地域ごとでの説明会等を通じて、まち協の役員には徐々にその重要性の理解が広がっているため、H28年10月にまち協を対象とした「これからのネットワーク会議を考える会」を開催、協議体としての機能やより良い運営方法等について皆で検討する機会を持った。今後は、個々のまち協との協議を進め、校区ネットワーク会議の活性化と協議体としての機能強化を図っていく。合わせて、地域住民と専門職をつなぐ役割を果たしていくため、それぞれの地区内の地域包括支援センターをはじめとした専門職との協議の場を持つ働きかけを行っているところである。

(4) 今後の展開

現在の課題は、地域間の地域力の差が拡大しているため、取り組みが遅れている地域への働きかけのプログラムを新たに考えていく必要がある。加えて、地域の中でこれまでかわりの薄い子育て世代や中年層に働きかける方法を検討し、実践していく必要がある。平成 29 年度は、介護保険制度改正や生活困窮者自立支援法施行等の大きな制度改正の流れを受けた市社協の第 6 次地域福祉推進計画（H29 年～33 年）の初年度となる。この計画では、小学校区エリアをターゲットに、まち協によるまちづくり計画策定、活動拠点と居場所づくり、人づくり（活動人材とコーディネーター養成）を推進していくことを重点目標として掲げている。生活支援コーディネーターを中心に、役職員をはじめ関係団体や関係機関も一丸となって、組織を挙げて実現に向けた取り組みを進めていく。

第4章 「生活支援コーディネーター」の考え方および養成・支援をめぐる都道府県の役割

本報告書を終えるにあたって、最初に生活支援および生活支援コーディネーターをめぐる政策上の考え方を整理しておきたい。都道府県が生活支援コーディネーターの養成や支援を行う上で、またどのような運用を求めているのかについて、十分理解しておく必要があるからである。

次に、第2章、第3章の成果を踏まえて、生活支援コーディネーターの養成や支援における都道府県の役割について、介護・高齢福祉担当部門と地域福祉部門との協力を強調しておきたい。また既存の地域支援人材との調整や活用における研究に取り組むことについても示唆をしておく。

1節 「生活支援」という概念をめぐって

1) ヨーロッパ諸国における「生活支援」の定義

生活支援コーディネーターの「生活支援」と、介護予防・日常生活支援総合事業の「日常生活支援」、あるいは訪問介護における「生活援助」など、「生活支援」については類似した用語が用いられているが、それぞれ何を意味しているのか。生活支援コーディネーターを養成するにあたって、その政策概念を理解しておくことは不可欠であるため、ここではその概念整理を行いたい。

まず、主なヨーロッパ諸国における在宅サービスの分類を紹介する。大きく「医療・看護」「介護（身体介護）」「家事援助」「生活支援」の4つに区分され、「医療・看護」は「medical care、nursing care」、「介護（身体介護）」は「personal care」、「家事援助」は「practical care」「house keeping」「housework assistance」、「生活支援」は「Supportive services」と呼ばれてきた（60頁表4-1）。

また、「看護」「介護」「家事援助」については、これらの国では基本的に社会保障制度で提供されてきたが、「生活支援」については、松岡が「くらし型」「交流型」「福祉サービス型」と分類したサービスの大半がインフォーマルあるいは福祉組織によって提供されてきたものである（60頁表4-2）。したがって、「生活支援」とは、主に社会保障制度外で提供される家事援助以外の生活上の支援と定義づけることができよう。では、我が国における「生活支援」も同義であろうか。

【表 4-1】在宅サービスの分類

	看護	介護（身体介護）	家事援助	生活支援
	Nursing care	Personal care	Practical care Housework assistance House keeping	Supportive services
代表的な 行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧測定 ・ 服薬管理 ・ 外用薬の塗布 ・ 傷の手当（褥瘡処理・予防） ・ 吸引・排たん ・ 洗腸、摘便、人口肛門の処置、導尿、膀胱洗浄、留置カテーテルの管理 ・ 経管栄養の管理、吸入、点滴、中心静脈栄養の管理 ・ 気管カニューレの交換、気管切開患者への管理指導 ・ 人口呼吸器装着患者の管理指導、腹膜灌流療法、ドレーンの管理指導、在宅酸素療法の管理指導 ・ 食事療法の指導 ・ 注射 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事介助 ・ 排泄介助 ・ 入浴介助 ・ 清拭、身体整容 ・ 体位交換 ・ 移乗・移動介助 ・ 外出介助 ・ 起床・就寝介助 ・ 服薬介助（準備と確認） ・ 自立生活支援のための見守りの援助 ・ 健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうじ ・ 洗濯 ・ 買物 ・ 一般的な調理、配下膳 ・ ベッドメイク、衣類の整理 ・ 薬の受取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認 ・ 緊急時対応 ・ 生活相談 ・ 一時的家事支援 ・ 電球交換など
		ADL に対応	IADL に対応	

出典：松岡洋子「エイジング・イン・プレイスと高齢者住宅：日本とデンマークの実証的比較研究」新評論（2011）

【表 4-2】各国の身体介護、家事援助、生活支援一覧表

サービスタイプ	サービス内容	サービス内容	
身体介護（在宅） 訪問型	食事介助	見守り・安否確認	
	入浴介助	電話による安否確認	
	排泄介助	移動支援（その場所まで連れて行く）	
	清拭	病院・市役所への付添（説明）	
	身体整容	ゴミ出し	
	衣服着脱	一時的な家事支援	
	体位交換	手紙や電話の音読・代筆（異文化交流・通訳・翻訳含む）	
	服薬介助（準備と確認）	簡単な修理・手入れ（家・道具）	
	起床・就寝介助	犬の散歩	
	リラクセス・ストレッチ	認知症者の見守り	
	家事援助 訪問型	掃除	話し相手（友愛訪問）
		洗濯	散歩同行
		買物	家族支援
		調理（あたためのみ含む）	臨終の付添い
配下膳（片づけ）		グリーフケア	
ベッドメイク		引っ越し出し支援（孤立防止）	
		ネットワーク・コーチング	
		家計自己管理支援	
		自助グループ（クライアントグループ含む）	
		活動センター（公共が場を提供）	
生活支援 訪問型	精神的支援	趣味、教養アクティビティ	
		屋外アクティビティ（体操、ガーデニング、遠足）	
		認知症カフェ	
		各種カフェ（PCカフェも）	
		起業・就労支援	
	社会的交流	アラーム及び緊急時対応	
		配食サービス	
		予防訪問	
		住宅改修	
		補助器具	
福祉サービス	移動支援（タクシー券付与）		
	移動支援（マイクロバス同乗、運転。路線バス同乗）		
	各種相談		
	預貯金管理・契約代理（権利擁護）		

出典：一般財団法人長寿社会開発センター 国際長寿センター「平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業：平成 27 年度地域のインフォーマルセクターによる高齢者の生活支援、認知症高齢者支援に関する国際比較調査研究報告書」p. 109-110、(2016) より、松岡洋子氏作成資料を一部抜粋

2) 地域包括ケアシステムの構成要素における「生活支援」

そこで、まず地域包括ケア研究会ⁱⁱにおける「生活支援」の整理を確認しておきたい。地域包括ケア研究会は、地域包括ケアシステムを「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」と定義し、その構成要素として「介護」「医療」「介護予防」「生活支援」「住まい」の5つを掲げている。

そして、「生活支援」の定義については、平成24年度の報告書において、「一般的に、生活支援といえば、調理や買い物、洗濯、見守り、安否確認、外出支援、社会参加支援活動、日常的な困りごと支援などの多様なサービスが考えられる」「生活支援の中には、食事の準備など、サービス化（外部市場化）できる支援もあれば、近隣住民の声かけや見守りなど、必ずしもサービス化されていないが、実際に地域社会の中で提供されているインフォーマルな支援まで幅広いものが存在し、その担い手も多様である。」としている。

つまり、地域包括ケアシステムにおける「生活支援」とは「家事援助」も含む広い概念であり、主なヨーロッパ諸国における「家事援助」と「生活支援」を合わせて、「生活支援（ここでは、「広義の生活支援」とする。）」と呼んでいることがわかる。

3) 訪問介護における「生活援助」

次に、訪問介護における「生活援助」であるが、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」において、「身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。」とされ、示されている行為は表1の分類と一致している。また、平成12年当初の通知では「家事援助」としていたところ、平成15年に「生活援助」に名称変更した経緯もある。

つまり、訪問介護における「生活援助」は、主なヨーロッパ諸国における「家事援助」と同義である。また、地域包括ケアシステムの5つの要素のうち、「生活援助（家事援助）」は訪問介護の一類型である以上、「介護」に含まれるが、「生活支援（広義の生活支援）」にも含まれていると言える。この点は留意が必要であろう。

- 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」より、生活援助の区分を抜粋
- 2-0 サービス準備等
 サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。
- 2-0-1 健康チェック
 利用者の安否確認、顔色等のチェック
- 2-0-2 環境整備
 換気、室温・日あたりの調整等
- 2-0-3 相談援助、情報収集・提供
- 2-0-4 サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除
 ○居室内やトイレ、卓上等の清掃
 ○ゴミ出し
 ○準備・後片づけ
- 2-2 洗濯
 ○洗濯機または手洗いによる洗濯
 ○洗濯物の乾燥（物干し）
 ○洗濯物の取り入れと収納
 ○アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク
 ○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修
 ○衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）
 ○被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳
 ○配膳、後片づけのみ
 ○一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り
 ○日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）
 ○薬の受け取り
- 【筆者注】以下は身体介護に分類されている。
- 特段の専門的配慮をもって行う調理
 例：流動食の調理
- 自立生活支援のための見守りの支援（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等
 例：一緒に手助けしながら行う調理
 入浴、行為等の見守り
 自立を促すための声かけ 等

図 4-1 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」

4) 介護予防・日常生活支援総合事業における「日常生活支援」、「生活支援」

次に、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）における「日常生活支援」であるが、総合事業のガイドラインⁱⁱⁱにおいて、「要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組み」と説明しているように、訪問介護における「生活援助」を含み、それよりも広い多様

なサービスを指していて、地域包括ケア研究会における概念と同義の「広義の生活支援」と言える。また、ガイドライン内においては、単に「生活支援」あるいは「生活支援サービス」という用語も使われているが、特に区別されずに使われており、いずれも「広義の生活支援」を指している。

また、総合事業は、要支援者及び事業対象者に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う「一般介護予防事業」から構成され、さらに介護予防・生活支援サービス事業は表 4-3 のとおり 4 つの事業からなる。

事業	内容
訪問型サービス (第 1 号訪問事業)(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イ)	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス (第 1 号通所事業)(同号ロ)	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス (第 1 号生活支援事業)(同号ハ)	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント (第 1 号介護予防支援事業)(同号ニ)	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

【表 4-3】介護予防・生活支援サービス事業

出典：平成 27 年 6 月 5 日厚生労働省老健局長通知（老発 0605 第 5 号）「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」

訪問型サービス、通所型サービスの内容に示される「日常生活上の支援」や、その他の生活支援サービスの「生活支援」は、総合事業の目的で確認したように「生活援助（家事援助）」に限定されるわけではない。「広義の生活支援」である。

そもそも総合事業は、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項において、「市町村が、法第百十五條の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する際には、補助その他の支援を通じて、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。」とされているように、住民主体の多様な支援の活用を重視している。そこで、総合事業のガイドラインで、「市町村において、住民主体の支援をその自主性・自発性といった性格を損なうことなく効果的に総合事業の中で実施することができるよう、市町村が訪問型サービス、通所型サービス及び生活支援サービスを提供する者に対して補助（助成）する方法も可能とする」とし、補助（助成）を実施する事業（訪問型、通所型サービス B）を位置づけるとともに、その内容については、地域支援事業実施要綱において「主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援」として、「生活援助（家事援助）」の範囲を超えた電球交換も例示された。もとより、住民主体の支援とは自主的な活動であり、これまでも「広義の生活支援」の主要な担い手であった。そこで、補助の対象経費や額等についても、「市町村がその裁量により対象とすることを可能とする」とされ、あえて、「住民主体の自主的な取組や活動を阻害しないよう、実施主体の活動内容

については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業も含めて実施を妨げるものではない」とも強調されている。つまり、補助（助成）を実施する事業である訪問型、通所型サービス B については、「広義の生活支援」であることはもちろん、その活動内容については制限がなく、広い活動内容のうち、市町村の裁量によって補助金の額が決まるということになる。

【表 4-4】 訪問型サービスや通所型サービスの内容ごとの実施方法

(例)		直接実施	委託	指定事業者によるサービス提供	補助
介護予防・生活支援サービス事業	①現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス	－※	－※	○	－
	②緩和した基準による生活支援、ミニデイサービス(訪問型・通所型サービスA)	△	○	○	△
	③ボランティアなどによる生活支援、通いの場(訪問型・通所型サービスB)	△	△	－	○
	④保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス(従来の2次予防事業に相当)(訪問型・通所型サービスC)			－	－
一般介護予防事業	介護予防に資する住民主体の通いの場づくり	○	○	/	○

※ 市町村が実施する場合も、原則第1号事業支給費の支給により実施する。

(注) △は、一般的なケースとしては考えていないが、このような形式をとることも可能。

出典：平成27年6月5日厚生労働省老健局長通知(老発0605第5号)「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」

ただし、「地域支援事業実施要綱^{iv}」において、①「旧介護予防訪問介護等との整合性の観点から、訪問型サービス及び通所型サービスのサービス内容は、保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービスを除いて、旧介護予防訪問介護等のサービス内容の範囲内で実施するものとする。」とされていること、②過去に国庫補助金等から一般財源化された事業^v(外出支援サービス事業、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、軽度生活援助事業、訪問理美容サービス事業等)は地域支援事業としては実施できないとされていることに留意する必要がある。つまり、表4-4のうち補助以外の方法(直営実施、委託、指定事業者によるサービス提供)の場合は、旧介護予防訪問介護や旧介護予防通所介護が残っている現時点では、訪問型サービスC、通所型サービスCを除いて「生活援助」以外の「広義の生活支援」は実施できないとされているということである。特に指定の方法で実施する場合は、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についての

Q & A】【9月30日版】第2問8においても、大掃除や家具の移動などの「生活援助」以外の「生活支援」は実施できないと示されている。

また、外出支援サービス事業が一般財源化されていることに関連して、訪問型サービスDも、①通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援、②通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎以外は実施できないとされている。

さらに、その他の生活支援サービスについても、要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとされ、具体的には、以下のサービスに限定されている。現時点では、特に(c)については具体的な事例さえ示されておらず、この事業の活用は広がっていない。

- (a) 栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等
- (b) 定期的な安否確認及び緊急時の対応、住民ボランティア等が行う訪問による見守り
- (c) その他、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援

以上から、総合事業における「生活支援」は、基本的には「広義の生活支援」ではあるが、訪問型サービス、通所型サービスについて実際にサービス開発を検討する際には「地域支援事業実施要綱」等で様々な制約があるために、事実上、「広義の生活支援」を実施できるのは、補助の方式によって支援されるNPOやボランティア等による訪問型・通所型サービスBのみということになる。

ただし、以上の制約のうち、「旧介護予防訪問介護等との整合性」については、平成30年3月を持って旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護の経過措置は終了し、完全に総合事業に移行するため、取り扱いが変更になる可能性がある。

また、このように整理すると、要介護者に対する「広義の生活支援」が「取り残されている」ことに気づく。要支援者のみに限定して支援しているNPOやボランティアなど考えやすく、むしろ要介護者も多数含まれると考えられるが、要介護者に対する「広義の生活支援」に対する活動経費については補助を行うことができない（按分して除外することになる）のである。この点については、現状では、いわゆる横出しサービス（市町村特別給付）や一般会計でのその他の財源等での対応とならざるを得ない。総合事業の対象者が要支援者と事業対象者に限定されているがゆえの課題と言える。

さらに言えば、地域包括ケアシステムの5つの要素のうち、要支援者に対する予防訪問介護と予防通所介護は「介護」から「介護予防」と「生活支援」に移行したと整理できるため、「生活援助（家事援助）」が「介護」にも「生活支援」にも含まれるという重複は要支援者については解消されたが、要介護者に対する「生活援助（家事援助）」は重複したままであり、それも「取り残されている」と言える。

2節 生活支援の「体制整備事業」という政策枠組み

1) 生活支援体制整備事業の目的と背景

生活支援体制整備事業の目的は、地域支援事業実施要綱で「単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くこと」とされている。また、総合事業のガイドラインでは、「生活支援体制整備事業を活用した「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう」と、特に互助による「生活支援」を想定していることが強調されている。

したがって、「生活支援サービス」や「日常生活上の支援」、「生活支援等サービス」という用語が使われているが、これが「生活援助（家事援助）」に留まらず、「広義の生活支援」を意味していることは明らかである。

ただし、その目的自体はこれまで社会福祉協議会が担ってきた地域福祉としての支援や、地域包括支援センターによる地域のネットワーク構築などと類似しており、なぜ、改めて制度化されたのか、その背景を確認しておく必要がある。とはいえ、地域支援事業実施要綱において「コーディネーターは、生活困窮者対策の相談支援員、主任相談支援員や、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）等他の職種とも連携し、地域のネットワークを活かして、取り組むものであるが、経験や実績のある人材の確保・活用の観点や小規模な市町村等地域の状況に応じた取組の推進の観点から、必要に応じて他の職種と兼務することも可能である。」とされているとおり、制度の「棲み分け」はあえてされていない。また、生活支援コーディネーターに生涯学習や社会教育、市民活動支援など「市町村内で実施されている既存の取組を有効に活用」することや、「地域支援事業以外の補助金や一般財源を用いて取組を推進」することを求めるなど、生活支援体制整備事業は総合事業によるサービスや支援を充実することだけを目的とした事業ではなく、そもそも対象者は要支援者や事業対象者に限定されていない。

つまり、生活支援体制整備事業とは、一部の地域を除いて既存の取組みでは面的に広がらなかった、あるいはネットワーク化することができなかった互助を基本とした「生活支援（広義の生活支援）」と、高齢者の社会参加による介護予防を広げていくために、その機能を介護保険制度の中に組み込み、保険者である市町村を責任主体と位置づけ、強力に推進するために設置されたものである。

付け加えるならば、高齢者の「生活支援（広義の生活支援）」の担い手として多世代の地域住民が想定されること、一方で高齢者の社会参加の対象として、子どもなどへの支援の

担い手になることも想定されることから、生活支援体制整備事業は地域共生社会の推進を担う事業としても期待されている。

2) 互助を基本とした「生活支援（広義の生活支援）」を創出するための条件

生活支援コーディネーターは、地域支え合い推進員という別称も付けられているとおり、地域の支え合い、互助を推進することが主な業務となる。では、互助を推進するためには何をすれば良いのだろうか。

考えてみれば、特にNPOやボランティアといった住民主体の「生活支援（広義の生活支援）」とは自主的・自発的に行われるもので、生活支援コーディネーターがやらせることなどできるものではない。そこで、ボランティアの育成研修やサポーター養成などによって意志のある住民から広げていく方法などが挙げられているが、前提となる条件があるのではないかと。信州大学教授の井上信宏は、「多様な価値観を持つ多様な主体が、協働して課題解決に向かうために必要な条件」について以下のように述べている。

- 多様な価値観を持つ多様な主体が、協働して課題解決に向かうために必要な条件
1. 直面している危機的状況が、分かりやすく可視化されていること（→共有）
 2. 解決すべき課題が、具体的に示されていること（→目標）
 3. 何をするかが、多様な価値観・多様な主体の当事者に任されていること（→自由）

図 4-2 出典：信州大学経法学部井上信宏氏作成資料（松本市地域づくり関係職員研修会 2016年8月20日）

つまり、少子高齢化や、単身・夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増大によって「生活支援（広義の生活支援）」が不足し、地域が危機的状況にあるという事実が共有され、それに対応するためには多様な主体、特に高齢者がその担い手となり得ること、そのことによって介護予防にもつなげていくという目標が明示され、その上で、それぞれがどのような「生活支援（広義の生活支援）」をするかは任されていることが前提条件ということである。

そして、何をするかが任せられているといっても、それだけで自然に「生活支援（広義の生活支援）」が創出されていくわけではない。具体的には地域資源や交流の状況を把握しながら、多様な主体がそれぞれやりたいことや持っているアイデアを活かすための効果的な支援が必要である。

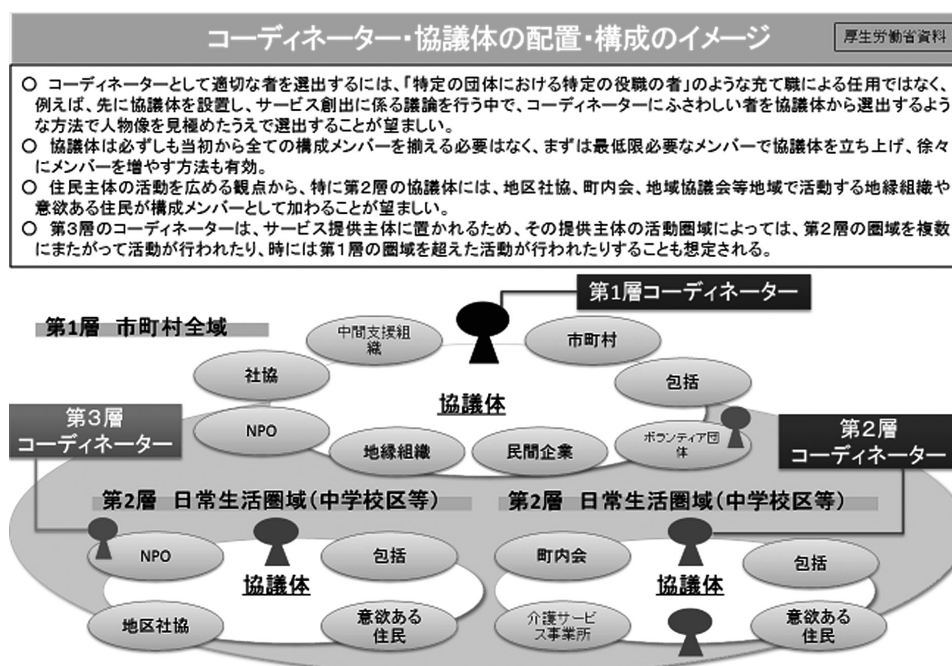
総合事業における訪問型、通所型サービス B や地域介護予防活動支援事業による補助（助成）は、そのための有効な手段である。収益活動ではない「生活支援（広義の生活支援）」を立ち上げ、継続していくためには、必要な経費を何らかの手段で賄う必要がある。特に、要支援者に対する「生活援助（家事援助）」や「通いの場」については、これまで旧介護予防訪問介護や旧介護予防通所介護において相応の金額を給付してきたように、介護保険制度からの一定の支出が要請される。もちろん、参加者からの会費収入や寄附なども重要であるから、現場（第3層）の状況を正確に把握し、補助制度の設計に十分に反映することが求められる。

また、実際に互助を基本とした「生活支援（広義の生活支援）」を創設していくには、金銭の補助（助成）といった経済的支援以外にも、場所や備品の手配といった物理的支援、広報などの情報支援など、様々な支援が求められる。活動したいという意志はあってもノウハウがない場合には、アドバイザーや専門職の派遣といった人的支援などを行うことも必要になってくるだろう。活動が始まってからも、住民が困ったときに相談できる「担当者」がいることで安心して活動することができ、さらなる活動の充実・拡大も図られていく。

3) 生活支援コーディネーターと協議体

生活支援コーディネーターとは、その金銭以外の支援を担う「担当者」のことである。互助を基本とした「生活支援（広義の生活支援）」の創出は大変な手間と時間がかかることであり、だからこそ、日常生活圏域（中学校区等）ごとに1名ずつの担当者（第2層生活支援コーディネーター）が必要とされ、さらに市町村全体をまとめる第1層生活支援コーディネーターが置かれることになった。第1層、第2層の生活支援コーディネーターともに専任での設置も念頭に置いた交付金標準額^{vi}（第1層800万円、第2層400万円）が設定されたのも、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センターの総合相談などを担う職員の兼務では、その役割を果たすことが難しいと判断されたからである。

さらに、生活支援体制整備事業で「核」となるのは、日常生活圏域を任せられた第2層生活支援コーディネーターであるが、第2層生活支援コーディネーターだけが単独でその任務をこなせるものではない。実際にはその圏域の様々な主体、人々の力を借りる必要がある。そこで、生活支援コーディネーターと多様な主体が参画するネットワークとして、協議体という仕組みも設けられたのである。



【図 4-3】 コーディネーター・協議体の配置・構成イメージ

出典：厚生労働

ただし、生活支援コーディネーターと協議体の配置や構成については、厚生労働省から図 4-3 のようなイメージが示されているが、これはあくまでも一例と考える必要がある。協議体については、「市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。」「市町村と第 1 層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体を設置する。」とされているのみで、生活支援コーディネーターとは異なり、第 1 層、第 2 層と 2 層構造で設置するとはされていない。協議体の目的は、地域支援事業実施要綱にあるように「多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進すること」であり、その手段である定期的な情報共有や連携強化の場（協議体）をどの層で設けるか、その構成、運営の方法等は市町村の裁量に委ねられているのである。

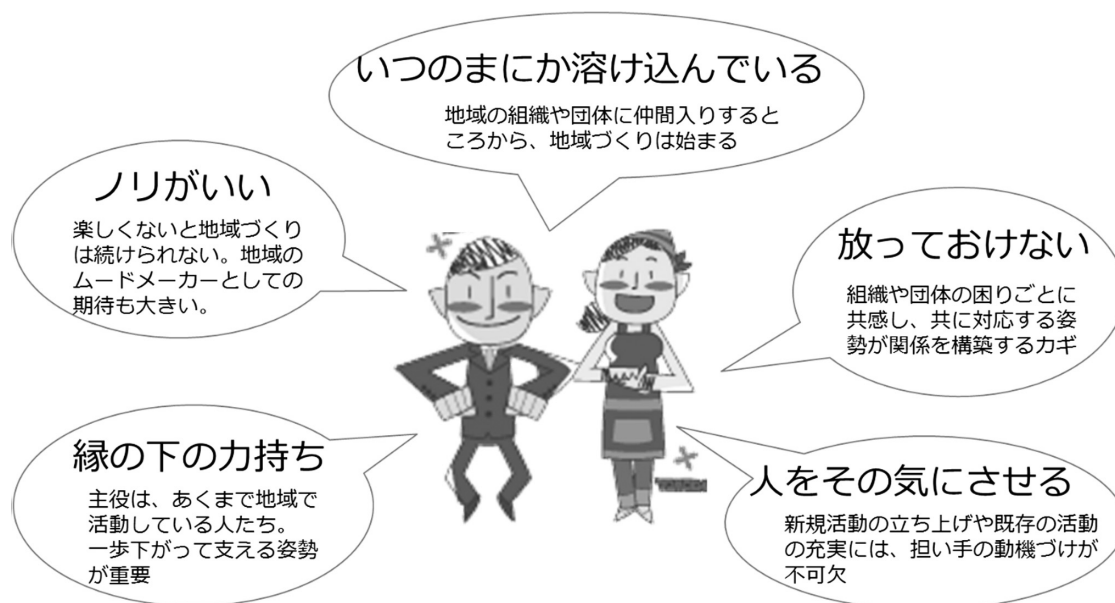
改めて考えてみれば、生活支援コーディネーターについては日常生活圏域（中学校区）を最小単位として配置することが「標準」とされているが、人材確保やその育成、業務量などを鑑みれば、それは妥当であり現実的であると言えるだろう。しかし、協議体については、生活支援コーディネーターに対応する日常生活圏域（中学校区）ごとにネットワークを構築する必要があるが、その手段が必ずしも協議体の設置でなければならないということはない。第 2 層生活支援コーディネーターは業務を遂行する上で必要性にも迫られて担当圏域におけるネットワークを構築していこうし、そのネットワークは自身が必要とする組織や人によって構成されるだろう。すなわち、第 2 層生活支援コーディネーターにとっては、そのネットワークは担当圏域内で日常から連携・協働している仲間（チーム）のことであり、会議体というよりも、むしろ運動体である。第 2 層レベルに協議体を設置するという例は、協議体の設置主体である市町村が、第 2 層生活支援コーディネーターと彼（彼女）を取り囲むネットワークについて定期的な情報共有や連携強化の場が必要と考えれば、そのレベルでの協議体が設置されることになる、という一例に過ぎないのである。

したがって、「互助を基本とした「生活支援（広義の生活支援）」を創出することを考えれば日常生活圏域（中学校区）では大きすぎるため、小学校区ごとに協議体を設置する」と判断することも、「既に地区社協や地域協議会が同様の機能を果たしてきており、各圏域の第 2 層生活支援コーディネーターの定期的な情報共有や全域レベルで活動する団体との協議の場が必要なので第 1 層レベルで協議体を設置する」と判断することも、「第 2 層生活支援コーディネーターが日頃から十分に情報共有等を図っているので、第 2 層レベルの協議体は設置するが半年に 1 回程度の開催とする。第 1 層レベルの協議体については既存の地域ケア推進会議をベースに第 2 層生活支援コーディネーターと不足するメンバーを追加して設置する」と判断することも、いずれも市町村の実情によるのである。

また、頁 68 図 4-3 で、「住民主体の活動を広める観点から、特に第 2 層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。」とされているように、第 2 層レベルで協議体を設置すると

なれば、地区社協や地域協議会などの地縁組織や会議自体が構成メンバーとなり得るが、それは会議に会議を重ねるようなイメージではない。あくまでも協議体は手段であり、市町村にとって重要なことは生活支援体制整備事業の「核」となる第2層生活支援コーディネーターを速やかに選定し、既存の組織や会議、活動とつなげて地域のネットワークを構築することである。

そして、その過程において、頁68 図4-3にもあるように先に協議体を設置して、議論の中で生活支援コーディネーターに相応しい人物を見出し、選定することもあるだろう。特に第2層生活支援コーディネーターの人物像については、三菱UFJリサーチ&コンサルティング副主任研究員の齋木由利が指摘するように、地域にいつのまにか溶け込んでいて、地域に困りごとがあれば放っておけない人物である一方で、ノリがよく人をその気にさせることがうまく、それでいて一步下がって地域の人々を支えられるような人物が理想である。速やかにはいえ、できる限り相応しい人物を選びたい。そのための手段として協議体を活用するのであれば、第2層生活支援コーディネーターを設置する予定の圏域で第2層レベルの協議体を設置することには合理性があり、そこで構築されるネットワークは今後にも続く財産となるだろう。あるいは、その協議体を暫定的なものとして位置づけ、例えば、要綱で設置せず、準備会、勉強会として緩やかに進めるのも一つの方法である。



【図4-4】 第2層生活支援コーディネーターのイメージ

そう遠くないうちに、全保険者、全日常生活圏域に生活支援コーディネーターが配置され、それぞれを「核」としたネットワークが構築され、協議体や既存の地区社協や町内会、あるいは住民を集めたワークショップなどの場で、互助を基本とした「広義の生活支援」について協議されることになる。大変な人数と規模である。その活動を市町村や都道府県がどのように支えていくのかがまさに問われている。

3節 都道府県の役割およびアドバイザー派遣の活用

宮城県による全国都道府県調査の結果を踏まえながら、ここでは、詳細な分析を試みた3県（宮城県・埼玉県・高知県）をはじめ、ヒアリング調査をおこなった4県（長野県・富山県・岐阜県・三重県）の結果も参照しつつ、1節で整理した「生活支援」という政策概念や枠組みについて、市町村支援にむけての指針作成として整理を行いたい。

1) 都道府県における介護・高齢福祉部門と地域福祉部門との協力による支援

市町村における生活支援体制整備事業の推進において、高齢・介護行政と地域福祉行政の両部門の連携の重要性を指摘してきた。その理由としては、生活支援コーディネーターの受託を多く受けている社協を所管する部門が地域福祉部門であり、地域包括支援センターではなく社協への委託理由も、社協における地域福祉の実績を評価してのことである。ただし、生活支援体制整備事業の所管は、介護保険あるいは高齢者担当部門となっている。この両者が都道府県レベルで連携することなしには、市町村における両部門の連携も進まないといえる。

この視点から再度いくつかの都道府県の行政組織の実際をみておきたい。まず、宮城県保健福祉部においては、生活支援体制整備事業を長寿社会政策課の介護保険推進班が担当し、社会福祉課の地域福祉推進班が文字通り地域福祉を担っている。埼玉県福祉部では、生活支援体制整備事業を地域包括ケア課が担当し、地域福祉については主管課である福祉政策課が担当している。高知県地域福祉部では、生活支援体制整備事業を高齢福祉課の地域包括ケア推進チームが担当し、地域福祉については部の主管課である地域福祉政策課が担当している。富山県厚生部では、生活支援体制整備事業を高齢福祉課の地域包括ケア推進班が担当し、地域福祉はこれも主管課の厚生企画課が担当している。岐阜県健康福祉部では、生活支援体制整備事業を高齢福祉課介護保険者係が担当し、地域福祉については地域福祉国保課が担当している。

地域福祉の担当部門からみると、主管課が担っているのが、埼玉県・高知県・富山県で、そうでない県が宮城県と岐阜県である。宮城県と岐阜県では、生活保護や生活困窮を扱う部門が地域福祉を同様に担当している。主管課が担う場合には、高知県が典型的であるが、生活支援体制整備事業を所管する高齢系の部門への関与が主管課という立場から可能となる条件をもっている。すでにみたように、高知県が主導する地域福祉の拠点である「あったかふれあいセンター」を生活支援体制整備において活用・連携の対象として位置づけているのである。対象横断的なアプローチが求められる全世代型の地域包括ケアを想定する場合には、主管課としての役割が大きくなる。宮城県では、長寿社会政策課が主管課的な機能をもつことから、社会福祉課を巻き込みつつ、生活支援体制整備の政策的推進の場を設定することができたといえる。

今回の社会福祉法等の改正を踏まえて、地域福祉計画、都道府県でいえば地域福祉支援計画の性格が大きく発展する。他部門にも共通する枠組みを取り入れることが同計画に求

められている。こうした状況は、全世代型の地域包括ケアを地域福祉あるいは地域共生という政策理念からバックアップあるいは強化するねらいがあるといつてよい。

2) アドバイザーの活用と現地・派遣型の支援の展開

宮城県における重層的な研修体系の構築は、東日本大震災の被災者支援員の研修時から、見守りや安否確認・生活相談などの個別支援にとどまらず、地域コミュニティ再形成や住民同士のつながり支援などの、地域支援の視点を積極的に取り入れ、プログラムの作成・研修の実施をおこなってきたことが、今回の生活支援コーディネーター研修に際して、大きなアドバンテージになっている。こうした地域支援の視点を取り入れるための条件としては、阪神淡路大震災の経験をもつ兵庫県社協等のチームによるバックアップを組織することができた中間支援組織である CLC の存在が大きい。また、東日本大震災の被災者支援のサポートセンターを県として支援する「宮城県サポートセンター支援事務所」という中間支援組織の設置も貴重な基盤となっている。

これら2つの中間支援組織は、通常研修が委託される県社会福祉協議会に加えて、官民の連合チームを形成する条件となり、支援の多様な方法を展開できる基盤となった。県社協に依存すると、市町村社協中心の支援となる傾向にあることを回避できたともいえる。なお、高知県では積極的にシンクタンクのアドバイザー機能を活用している面でも、県社協依存の支援体制を改善したいえる。生活支援体制整備事業を研究・評価の視点から重点市町村を設定した試みとして、埼玉県の支援プログラムを強化しておきたい。

高知県で支援プログラムとして注目した出先機関（福祉保健所）による支援は、派遣型のアドバイザー制度を補完するものとして都道府県が検討するに値する。市町村合併によって、出先機関の機能が低下しているものの、必ずしも合併が進まなかった地域での現地型の支援は今後の都道府県の支援強化策として注目される必要がある。

4 節 既存の地域支援人材との調整および活用等の研究課題

生活支援コーディネーターの配置と既存の地域担当ワーカーとの関係は、茅野市の事例分析でみたように、地域福祉を重視し地域担当ワーカーを配置してきた自治体の成果をより生かすためにも重要な検討課題である。すでに前節の最初に触れたように、高齢・介護行政と地域福祉行政の両部門の連携は、市町村レベルにとどまらずに、都道府県レベルで重要な課題となっている。国における地域福祉政策が十分な財源的な裏付けを持って展開される現状にないなかでは、都道府県による独自の政策展開への期待が強い。

これまでコミュニティソーシャルワーカーの配置については、都道府県の独自事業としての展開されてきた。さらに市町村がそれに上乗せをしたり、都道府県補助なしに単独で実施してきた経緯がある。そのなかで、生活支援コーディネーターの配置の介護保険財源の活用は、新たな政策環境を提供している。その2つの地域支援人材をどのように育成し、役割分担や融合を図っていくかが今後の重要な課題となる。

両者の役割分担や融合を模索している市町村のタイプを見ておくと以下のようなになる。

第 1 は、これまでの地区担当を補強する形で、生活支援コーディネーターの人材を活用するタイプで、茅野市の例はこれに該当する。例えば、地区の担当配置が不足している場合に、その人材を生活支援コーディネーターにより補強し、それぞれの地区担当で、これまでの地域福祉の業務と生活支援コーディネートの両方を担うという方式である。

第 2 は、基本的に地域福祉を担当するワーカーと生活支援コーディネーターとは連携や協働を行うものの、役割は異なるとして、複数の地区を担当するものの、それぞれに配置することを目指すタイプである。これまでの小地域福祉推進組織と協議体とは重なりがあるものの、異なる運営が必要という判断も背景にある。

第 3 のタイプは、第 2 層あるいは第 3 層の生活支援コーディネーターは住民リーダーであるとの判断から、これまでの地域福祉を担当するワーカーと生活支援コーディネーターとの兼務は成立しないとするタイプである。もちろん、住民による生活支援コーディネーターを支援する第 1 層等での生活支援コーディネーターは独自に設置されていることが前提とする。

第 4 のタイプは、小規模町村でこれまで地域担当を配置できなかった背景を受けて、生活支援コーディネーターを地域支援担当として位置づけ、多機能な役割を求める例である。生活支援コーディネーター調査のなかの町村に見られた対応である。

これらの判断は、地域性やこれまでの地域担当ワーカーの整備状況によるといえる。今後の生活支援コーディネーターの各地域での活動についての分析をもとに、多様なタイプの形成を推進することを都道府県が支援することになる。その際、宮城県が進める重層的な研修や生活支援コーディネーターに限定しない横断的な参加を保証することを目指す必要がある。

都道府県による地域支援の人材配置を固定的な枠組みで求めるのではなく、市町村の工夫や判断を集約し、いくつかのモデルを提示することが重要となる。そのための研究事業を組織し、生活支援コーディネーターの育成という視点にとどまらず、その活用がうまくいくシステム的设计についても提案できるような検討・研究の場を確保する必要がある。

-
- i 一般財団法人長寿社会開発センター 国際長寿センター「平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業：平成 27 年度地域のインフォーマルセクターによる高齢者の生活支援、認知症高齢者支援に関する国際比較調査研究報告書」（2016）
- ii 地域包括ケア研究会については、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）」（2016）などを参照
- iii 平成 27 年 6 月 5 日厚生労働省老健局長通知（老発 0605 第 5 号）「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」
- iv 平成 28 年 5 月 27 日厚生労働省老健局長通知（老発 0527 第 3 号）「「地域支援事業の実施について」の一部改正について」
- v 「介護予防・地域支え合い事業における一般財源化された事業について」（平成 23 年 10 月 21 日事務連絡）に掲載した生きがい活動支援通所事業、緊急通報体制等整備事業、外出支援サービス事業、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、軽度生活援助事業、訪問理美容サービス事業、日常生活用具給付等事業、高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業、福祉用具・住宅改修研修事業、福祉用具・住宅改修活用広域支援事業、サービス事業者振興事業、高齢者自身の取り組み支援事業及び高齢者訪問支援活動推進事業。なお、高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業、福祉用具・住宅改修研修事業、福祉用具・住宅改修活用広域支援事業、サービス事業者振興事業、高齢者自身の取り組み支援事業及び高齢者訪問支援活動推進事業については、指定都市（平成 18 年度以降に指定都市へ移行した自治体も含む。）では一般財源化されているため実施不可であるが、指定都市を除く市町村は実施可能。）
- vi あくまでも「標準額」であり、市町村の日常生活圏域の設定状況、地域包括支援センターの整備状況及び事業の進捗等を踏まえて、必要に応じて「標準額」を超えることも可能とされている。（厚生労働省老健局振興課事務連絡「地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成 27 年 2 月 18 日））

平成 28 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

「地域支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の進め方に関する調査研究事業」報告書

発行日 2017 年 3 月 21 日

編・発行 特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)

〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町 16-30 シンエイ木町ビル 1F

TEL 022-727-8730 FAX 022-727-8737

<http://www.clc-japan.com/>

